

障害者福祉のしおり

令和5年度版



周南市福祉事務所

目 次

第1章 障害者手帳

I 身体障害者手帳	1
1 身体障害者福祉法の趣旨	1
2 身体障害者の範囲	1
3 身体障害者手帳の申請手続き	1
4 本市における身体障害者手帳交付状況	2
5 別表（身体障害者障害程度等級表）	3
II 療育手帳	7
1 知的障害者福祉法の趣旨	7
2 知的障害者の範囲	7
3 療育手帳の申請手続き	7
4 本市における療育手帳交付状況	8
III 精神障害者保健福祉手帳	9
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的	9
2 精神障害者の範囲	9
3 精神障害者保健福祉手帳の申請手続き	9
4 本市における精神障害者保健福祉手帳交付状況	9

第2章 相談の窓口

1 本市における福祉関係の事務分掌	10
2 相談支援センター	11
3 山口県身体障害者更生相談所	11
4 山口県知的障害者更生相談所	11
5 山口県周南児童相談所	11
6 精神科救急情報センター（こころの救急電話相談）	11
7 高次脳機能障害支援センター	12
8 山口県周南健康福祉センター（周南環境保健所）	12
9 山口労働局徳山公共職業安定所（ハローワーク徳山） 下松公共職業安定所（ハローワーク下松）	12
10 山口障害者職業センター	12
11 山口県聴覚障害者情報センター	12
12 点字図書館	12
13 山口県身体障害者福祉センター	13
14 税務関係機関	13
15 徳山年金事務所	13
16 障害者相談員、民生委員・児童委員	13
17 障害者就業・生活支援センター	14

18	山口県発達障害者支援センター	15
----	----------------	----

第3章 障害福祉サービス 障害児通所支援・計画相談支援

1	障害福祉サービス	16
2	障害児通所支援	17
3	計画相談支援	17
4	利用までの流れ	18
5	負担額（原則）	19
6	相談と申請の窓口	19
7	事業者一覧	20

第4章 地域生活支援事業とその他のサービス

I	地域生活支援事業の概要	32
II	事業と内容	32
1	障害者総合相談事業	32
2	意思疎通支援事業	32
ア	手話通訳者の設置事業	32
イ	手話通訳者の派遣事業	32
ウ	要約筆記者の派遣事業	32
3	日常生活用具の給付事業	33
4	移動支援事業	33
5	地域活動支援センター事業	33
6	日中一時支援事業	34
	日帰りショートステイ事業	
7	療育専門職員招へい事業	35
8	身体障害者訪問入浴サービス事業	35
9	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	35
10	手話奉仕員養成事業	35
11	点字広報・声の広報発行事業	35
III	地域生活支援事業以外の事業	36
1	療育訓練参加促進事業	36
2	身体障害者福祉電話設置事業	36
3	NET119緊急通報システム	36
4	災害避難時等着用ベスト	36

第5章 各種医療制度

I	自立支援医療	37
II	重度心身障害者医療	38

Ⅲ 重度の障害者等に対する後期高齢者医療	39
第6章 補装具・日常生活用具	
Ⅰ 補装具	40
Ⅱ 日常生活用具	41
Ⅲ 難聴児補聴器購入費等助成事業	41
別表 日常生活用具	42
第7章 職業訓練・雇用の促進	
1 障害者職業能力開発校	47
2 職場適応訓練	47
3 山口障害者職業センター	47
4 障害者就業・生活支援センター	47
第8章 住宅環境	
1 公営住宅の優遇措置等	48
第9章 自動車	
1 障害者自動車運転免許取得助成事業	49
2 障害者用自動車改造費助成事業	49
3 駐車禁止除外指定車標章	50
4 身体障害者マーク（四つ葉マーク）	50
5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）	51
6 自動車税・軽自動車税の減免	51
7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	51
第10章 手当・年金	
1 障害児福祉手当	52
2 重度心身障害児福祉手当	53
3 特別児童扶養手当	53
4 特別障害者手当	55
5 障害基礎年金	56
6 児童扶養手当	59
7 心身障害者扶養共済制度	61
第11章 交通手段の割引等	
1 福祉タクシー券の交付	64
2 福祉車両のあるタクシー事業所	64
3 JR旅客運賃の割引	65

4	J Rジパング倶楽部特別会員	65
5	県内バス運賃の割引	66
6	乗船運賃の割引	66
7	航空旅客運賃の割引	66
8	有料道路通行料金割引	67

第12章 公共料金の割引等

1	NHK放送受信料の減免	68
2	NTT番号案内の無料	68
3	携帯電話の割引サービス	69

第13章 税金の控除等

1	税金の控除	70
2	税金の非課税	71
3	税金の減免	71

第14章 貸付金一覧

73

第15章 難病患者福祉

1	難病とは	75
2	障害者総合支援法の対象範囲	75
3	医療費の助成	75
4	障害福祉サービス等の給付	75
	障害者総合支援法の対象疾病一覧表	76

第16章 小児慢性特定疾病福祉

1	小児慢性特定疾病とは	81
2	医療費の助成	81
3	日常生活用具の給付	81

第17章 社会参加の促進

1	障害者スポーツ大会	83
2	障害者団体	83
3	ボランティア団体（社会福祉協議会登録団体）	83

第1章 障害者手帳

I 身体障害者手帳

1 身体障害者福祉法の趣旨

身体障害者福祉法において、身体障害者とは、「身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた」者と定義されています。

この法律の目的は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ること」です。

また、この法律には、「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。」とも明記されています。

なお、身体上の障害がある18歳未満の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害児と呼ばれます。

2 身体障害者の範囲

この法律が対象としている身体障害者の範囲は、別表（P3～P6）にあるとおりです。ここでは1級から7級までの障害が掲げてありますが、1つだけの障害で7級該当の人は手帳の交付対象になりません。

3 身体障害者手帳の申請手続き

(1) 必要なもの

- 申請書
- 診断書（所定の様式により指定医師が診断したもの）
- 写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）3枚
- 健康保険証
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(2) 手帳所持上の注意

- 記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。
- 障害の程度が変化したとき、新たな障害を有するに至ったときは、診断書を添えて再交付の手続きをしてください。
- 紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。
- 本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、障害の軽減により障害程度が該当しなくなったとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

(3) 窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

4 本市における身体障害者手帳交付状況

令和5.4.1 現在（人数）

障害別 \ 等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	135	84	10	27	25	22	303
聴 覚 障 害	30	96	51	76	1	131	385
平 衡 機 能 障 害		1	3		2		6
音声・言語・そしゃく機能障害	4	7	29	20			60
肢 体 不 自 由	448	459	442	677	423	147	2,596
心 臓 機 能 障 害	606	14	276	90			986
じ ん 臓 機 能 障 害	314		39	5			358
呼 吸 器 機 能 障 害	9	1	59	4			73
ぼうこう・直腸機能障害			19	284			303
小 腸 機 能 障 害	1		1	3			5
肝 臓 機 能 障 害	11	6	4	3			24
計	1,558	668	933	1,189	451	300	5,099

※同一人で2以上の重複する障害がある場合は、障害程度が重い障害名、等級は総合等級を記載しています。

5 別表（身体障害者障害程度等級表）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の 障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によ って測ったものをいい、屈折異常のある者につ いては、矯正視力について測ったものをいう。 以下同じ。）が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同 じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度（I/2視標による。以下 同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼 中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100デシベル以上のもの（両耳全 ろう）		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除 く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方 の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の もの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼 中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシ ベル以上のもの（耳介に接しな ければ大声語を理解し得ないも の）	平衡機能の極 めて著しい障 害	音声機能、言 語機能又はそ しゃく機能の 喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以 下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシ ベル以上のもの（耳介に接し なければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良 の語音明瞭度が50%以下のも の		音声機能、言 語機能又はそ しゃく機能の 著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の 眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けて いるもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著 しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下か つ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシ ベル以上のもの（40センチメートル以 上の距離で発声された会話を理 解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル 以上、他側耳の聴力レベルが50デ シベル以上のもの		
7級				

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により、日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により、日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級							
6級							
7級							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>						

II 療育手帳

1 知的障害者福祉法の趣旨

知的障害者福祉法の目的は、「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ること」です。

また、この法律には、「すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない」とも明記されています。

2 知的障害者の範囲

知的障害者とは、一般に「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」、「いろいろな原因によって脳の発達がうまくいかなかったか発達途上（おおむね18歳未満）に外的原因によって脳に障害をうけたため主として知能の働きが弱く自己のことがらの処理及び社会生活への適応が困難な状態にあるもの」とされており、てんかん、自閉症、精神疾患などとは区別されています。

3 療育手帳の申請手続き

知的障害者（児）の方に対して、一貫した指導、相談を行うとともに援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付します。

療育手帳には、障害の程度により、A（重度）とB（その他）があります。

(1) 必要なもの

○申請書

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）1枚

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

※児童相談所（18歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18歳以上の場合）で面接予約を行い、判定を行う前に、窓口で申請手続きを行ってください。

(2) 手帳所持上の注意

○記載内容（住所、氏名等）の変更があれば届け出てください。

○障害の程度が変化したときは、児童相談所（18歳未満の場合）又は知的障害者更生相談所（18歳以上の場合）で判定を行う前に、窓口で手続きをしてください。

○紛失、き損した場合は、再交付申請ができます。

○本人が死亡したとき、再交付を受けたとき、旧手帳を見つけたとき、又は手帳を必要としなくなったときは、手帳を返還してください。

(3) 窓口

福祉事務所障害者支援課 ☎ 0834-22-8387

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

4 本市における療育手帳交付状況

令和5.4.1現在

	児 (人)	者 (人)	計 (人)
療育手帳 A	77	437	514
療育手帳 B	193	530	723
計	270	967	1,237

Ⅲ 精神障害者保健福祉手帳

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障害者とは、「統合失調症、精神作用物による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

この法律の目的は、「精神障害者の医療及び保護を行い」、「その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」とされています。

2 精神障害者の範囲

精神障害者保健福祉手帳には、1級、2級、3級があります。

1級……精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級……精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級……精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 精神障害者保健福祉手帳の申請手続き

(1) 必要なもの

○申請書

○写真（縦4 cm、横3 cm 脱帽して上半身を写したもの）2枚

○次の添付書類のうちいずれか

・医師の診断書（所定の様式により診断されたもの）

・精神障害を理由とする年金の証書、年金の振込通知書及び年金事務所等への照会同意書

・精神障害を理由とする特別障害給付金の受給資格者証、振込通知書及び年金事務所等への照会同意書

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(2) 窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

※申請書、医師の診断書等の様式は窓口にあります。

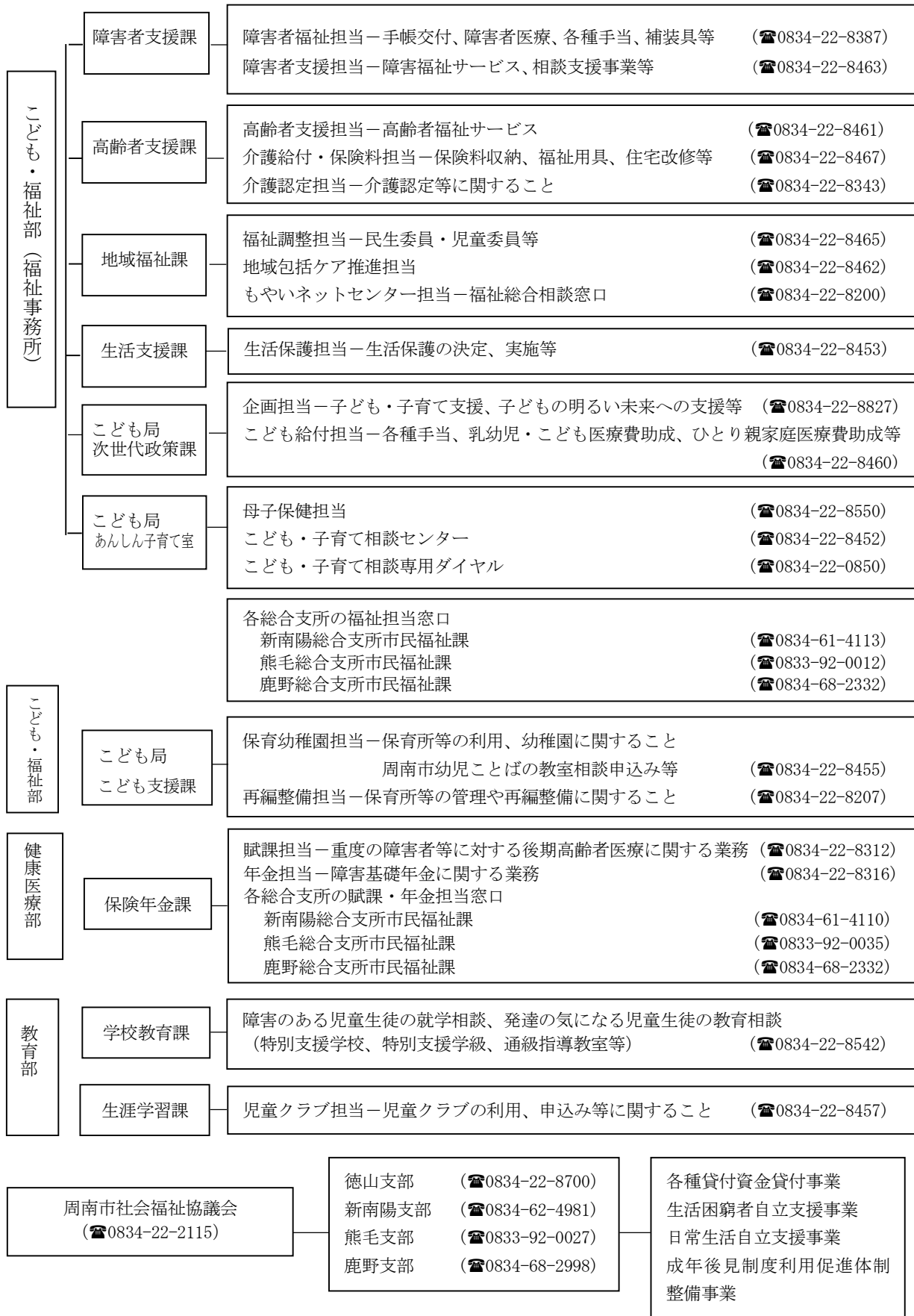
4 本市における精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和5. 4. 1現在

障害等級	交付人数(人)
1 級	155
2 級	470
3 級	414
計	1,039

第2章 相談の窓口

1 本市における福祉関係の事務分掌



2 相談支援センター

地域で生活している障害者（児）の方や家族等からの悩みごとや心配ごとの相談を受けつけ、より安心して地域生活を送ることができるよう支援します。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294
地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0005	周南市児玉町 2 丁目 5-1 児玉ハイツ 1 階A	0834-31-9680
相談支援センタービサイド	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022
相談支援事業所 Reika	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	0833-44-7322
相談支援センターひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377

3 山口県身体障害者更生相談所

主として 18 歳以上の身体障害者の方に対し、次のような医学的・心理学的・職能的判定及び相談指導を行います。

- (1) 医療に関する相談・指導、医学的判定
 - (2) 身体障害者手帳交付申請のための診断
 - (3) 義肢・車いす等補装具の交付と修理の要否判定
 - (4) 心理学的判定、職業能力・適正の判定など
- ※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1 (☎ 083-902-2670)

4 山口県知的障害者更生相談所

知的障害者（18 歳以上）に対し、施設入所、職業訓練、医学的判定、その他必要な相談や精神科医、心理判定員、知的障害者福祉司などの専門家が相談指導にあたっています。

※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1 (☎ 083-902-2673)

5 山口県周南児童相談所

児童相談所は、児童（0 歳～18 歳未満）のあらゆる問題についての相談・指導を行います。

- (1) 児童の心身の発達及び障害についての判定・指導
 - (2) 児童のしつけ、性格・行動、非行等についての相談・指導
 - (3) 児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置
 - (4) 緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
- ※所在地 周南市慶万町 2-13 (☎ 0834-21-0554)

6 精神科救急情報センター（こころの救急電話相談）

精神病・うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望等、精神科受診などにかかる早急な対応に関する相談を、24 時間にわたり、本人や家族から受けています。

※所在地 宇部市大字東岐波 4004-2（山口県立こころの医療センター内☎ 0836-58-4455）

7 高次脳機能障害支援センター

脳のけがや病気によって、ある日突然に考える力や記憶力が障害され、生活に支障をきたした高次脳機能障害者とその家族を総合的に支援することを目的とした窓口です。

※所在地 宇部市大字東岐波 4004-2 (山口県立こころの医療センター内 ☎0836-58-1218)

8 山口県周南健康福祉センター (周南環境保健所)

健康福祉センターは、市が行う保健サービスを支援するとともに、広域的、専門的な保健サービスを提供しています。

(1) 発達が気になる児童についての専門医等による相談や情報提供 (地域保健班 ☎ 0834-33-6425)

(2) 心の健康やひきこもりに関する各種相談や事業、情報提供 (精神・難病班 ☎ 0834-33-6424)

(3) 特定疾病、小児慢性特定疾病に関する医療及びサービスへの公費負担の手続き、各種相談や事業、情報提供 (精神・難病班 ☎ 0834-33-6423)

※所在地 周南市毛利町 2-38

9 山口労働局徳山公共職業安定所 (ハローワーク徳山)

下松公共職業安定所 (ハローワーク下松)

専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後のケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。また、障害者を対象とした就職面接会も実施しています。

※所在地 ハローワーク徳山 (管轄区域-旧徳山市、旧新南陽市、旧鹿野町)

周南市大字徳山 7510-8 (☎ 0834-31-1950)

ハローワーク下松 (管轄区域-旧熊毛町)

下松市東柳 1-6-1 (☎ 0833-41-0870)

10 山口障害者職業センター

障害のある人や事業主に対し、ハローワークの行う職業指導・職業紹介業務や事業主指導業務と連携のもとに、就職に向けて相談から就職後のフォローアップまでの一連の業務を行っています。

※所在地 防府市岡村町 3-1 (☎ 0835-21-0520)

11 山口県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者の方に対して生活相談や補聴器相談等を行います。

※所在地 山口市鑄銭司南原 2364-1 (☎ 083-985-0611) (FAX 083-985-0613)

12 点字図書館

点字図書、録音図書の貸し出し等を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
山口県点字図書館	山口市後河原 150-1	083-922-0375
山口県盲人福祉協会点字図書館	下関市関西町 1-10	083-231-7114
宇部市立図書館点字資料室	宇部市琴芝町 1-1-33	0836-21-1966

名 称	所 在 地	電 話
NPO 法人 周南視覚障害者図書館	周南市速玉町 3-17 周南市徳山社会福祉センター内	0834-34-9351

13 山口県身体障害者福祉センター

身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。

※所在地 山口市八幡馬場 36-1 (☎ 083-925-2345) (FAX 083-925-2347)

14 税務関係機関

税金の免除等に関する相談や申請については、次の機関で行います。

(1) 徳山税務署……………所得税、相続税

※所在地 周南市今宿町 2-35 (☎ 0834-21-1010)

(2) 山口県周南県税事務所……………県民税、自動車税(種別割、環境性能割)、個人事業税

※所在地 周南市毛利町 2-38 周南総合庁舎内 (☎ 0834-33-6411)

(3) 市課税課……………市民税、軽自動車税(種別割)

※所在地 周南市岐山通 1-1 (☎ 0834-22-8273)

15 徳山年金事務所

障害年金などの年金や、協会けんぽ(全国健康保険協会)に関する相談や申請をする機関です。

※所在地 周南市新宿通 5-1-8 (☎ 0834-31-2152)

16 障害者相談員、民生委員・児童委員

(1) 身体障害者相談員

福祉事務所を直接利用できないか、利用方法が分からない人が気軽に相談できるよう、次の方々に相談員をお願いしています。

身体障害者相談員一覧表

令和5.4.1現在

氏 名	電 話	相談区分
下 村 幸 子	0834-28-3838	肢体
近 森 進	0834-64-0277	肢体
徳 毛 裕 之	0833-91-6007	肢体
藤 永 静 恵	0834-68-4300	内部
玖 村 和 久	Fax 0834-62-0915	聴覚
塚 原 辰 彦	Fax 0834-32-5228	聴覚
河 島 栄 二	0834-21-5994	視覚
藤 井 繁 昭	0834-63-5209	視覚

(2) 知的障害者相談員

保護者から家庭における養育生活などいろいろな相談を受け、指導、助言を行い必要な場合は関係機関に連絡します。次の方々に相談員をお願いしています。

知的障害者相談員一覧表

令和5. 4. 1 現在

氏 名	電 話
伊 藤 知 子	0834-25-3266
松 村 泰 子	0834-63-2185
角 田 直 子	0833-91-0908
佐 藤 和 代	090-5267-1960

(3) 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）

地域福祉を担うボランティアとして、住民からの様々な相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へのつなぎ役となります。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。（令和5. 4. 1 現在 353人）

詳しくは地域福祉課（☎0834-22-8465）までお問い合わせください。

17 障害者就業・生活支援センター

雇用、福祉、教育等の各機関と連携しながら、障害者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害のある方が職業生活における自立を図るために必要なお手伝いを行っています。また、障害者雇用について、事業主の方に対する相談も行っています。

圏 域	センター名	運営法人	センター所在地	電話番号
岩国、柳井	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福) ビタ・フェリーチェ	岩 国 市 麻 里 布 町 2-3-10 1階	0827-28-0021
周南	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福) 大和福祉会	周南市五月町6-25	0834-33-8220
山口、防府	鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール	(社福) ほおの木会	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117
宇部、小野田	光栄会障害者就業・生活支援センター	(社福) むべの里光栄	宇部市新天町1-2-32	0836-39-5357
下関	なごみの里障害者就業・生活支援センター	(社福) 下関市民生事業助成会	下関市蒲生野250	083-262-2116
萩、長門	ふたば園障害者就業・生活支援センター・ほっとわーく	(社福) ふたば園	萩市土原521-1	0838-21-7066

★障害者就業・生活支援センター

県が指定した社会福祉法人が、国の委託を受け、主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当者を配置し、就業面及び生活面の支援を行っています。

18 山口県発達障害者支援センター

発達障害の方、ご家族、その支援に携わる関係機関に対し、相談や関係機関との連携を行い、利用者やご家族が安心して地域で生活できるよう支援します。

※所在地 山口市吉敷下東 4-17-1 (☎ 083-902-2680) (FAX 083-902-2682)

第3章 障害福祉サービス 障害児通所支援・計画相談支援

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、大きく分けて介護給付と訓練等給付の二種類があります。

障害のある方一人一人の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、サービスの内容が決定されます。

障害福祉サービスの種類とその内容は、次の表のとおりです。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労した人に、就労に伴い生じる日常生活や社会生活の問題等に関する相談、指導及び助言等、必要な支援を行います。

訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型居住があります。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での諸問題について、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、状況を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、環境整備に必要な援助を行います。

2 障害児通所支援

障害児が、通所による支援を身近な地域で受けられるよう、心身の状況やその置かれている環境等を勘案したうえで支援の内容が決定されます。

障害児通所支援の種類とその内容は、次の表のとおりです。

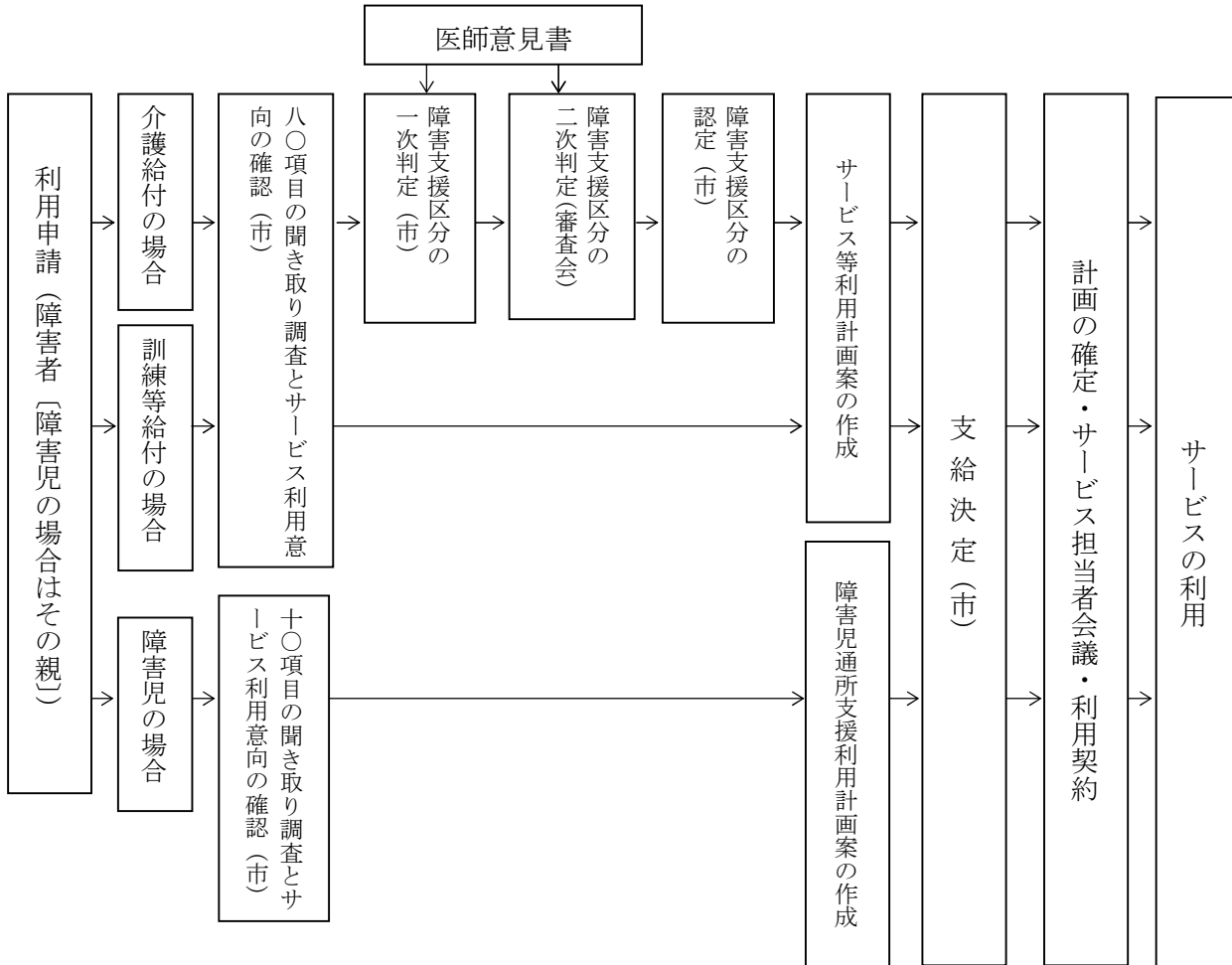
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、治療と児童発達支援を併せて行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障害を持つ児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援します。

3 計画相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援の利用に際し、市の指定を受けた指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が、困りごとやニーズに合わせて各種制度・サービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて利用者と一緒に計画を作ります。また、サービス提供可能な事業所やその特色に関する情報提供、サービス利用に必要な手続きなどの支援、事業所との連絡調整などを行います。さらに、サービスの利用状況や利用者の気持ちなどを確認しながら、計画が妥当かどうか、状況に変化がないかなど、定期的に検討し（モニタリング）、専門的・客観的な立場から助言します。

4 利用までの流れ

利用までの大まかな流れは次のとおりです。



※ 障害支援区分について

どのようなサービスがどのくらい必要かを明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、区分1から区分6までの6段階があります。一般的には、数字が大きくなるほど、より支援の必要性が高くなります。

5 負担額（原則）

原則として、そのサービスにかかる費用の一角が自己負担です。

ただし、世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されています。

【障害者】

区 分	本人の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一 般 1	市民税課税世帯	市民税所得割が16万円未満	9,300円
		市民税所得割が28万円未満	
一 般 2	市民税課税世帯	上記の区分に該当しない方	37,200円

【障害児】

区 分	世帯の状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一 般 1	市民税課税世帯	市民税所得割が28万円未満	4,600円
一 般 2	市民税課税世帯	上記の区分に該当しない方	37,200円

《多子軽減措置》

児童発達支援等を利用する児童と同一世帯に、18歳未満の兄・姉がいる場合に、利用者負担が軽減されます。（所得等の条件により、該当にならない場合があります。）

詳細については、障害者支援課（☎0834-22-8463）にお問い合わせください。

6 相談と申請の窓口

(1) 相談窓口（市の委託相談支援事業所）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294
地域生活支援センターウイング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0005	周南市児玉町 2 丁目 5-1 児玉ハイツ 1 階 A	0834-31-9680
相談支援センタービサイド	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022
相談支援事業所 Reika	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	0833-44-7322
相談支援センターひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0834-44-7377

(2) 相談・申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

7 事業者一覧

(1) 計画相談支援

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	対象
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294	者・児
地域生活支援センターウイング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573	者
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0005	周南市児玉町 2 丁目 5-1 三星児玉ハイツ 1 階A	0834-31-9680	者・児
相談支援センターかのがくえん	745-0304	周南市大字鹿野下 513-1	0834-68-2189	者
相談支援センターつくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	者
相談支援センタービサイド ※令和 5 年 9 月 1 日に「夢ワークあけぼの相談支援事業所」に名称変更予定	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453	者・児
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	児
相談支援センターアイリス	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	者・児
相談支援センター「かのみ」	745-0302	周南市大字鹿野上 2755 番地の 1	0834-68-3213	者・児
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022	者・児
相談支援事業所 R e i k a	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	080-2902-8884	者・児
相談支援事業所げんき	744-0011	下松市西豊井 1655-3	0833-45-2200	者・児
歩夢（あゆむ）ケアプランセンター	743-0063	光市島田 1 丁目 11 番 10 号	0833-48-8542	者・児
相談支援センター ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377	者・児

※ 対象欄の者の「者」は 18 歳以上の障害者、「児」は 18 歳未満の障害児を表します。

(2) 障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護事業所（周南市内）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
ニチイケアセンター菊川	746-0082	周南市下上字向土井 644-1	0834-61-2800	0834-61-2811
あい・周南ケアセンター	745-0825	周南市秋月 1 丁目 1 番 10 号	0834-39-0506	0834-39-0507
ニチイケアセンター周南	745-0845	周南市河東町 9-20 グランデリバーサイドB	0834-27-5330	0834-27-5331
徳山医師会居宅介護事業所	745-8510	周南市東山町 6 番 28 号	0834-31-6875	0834-32-9048
ニチイケアセンター徳山	745-0807	周南市城ヶ丘 3 丁目 15-11 パープル I 1 F	0834-39-0461	0834-39-0463
やまなみ荘在宅介護支援センター	745-0302	周南市大字鹿野上 2755 番地の 1	0834-68-4183	0834-68-4101
サンキ・ウエルビィ介護センター徳山	745-0811	周南市五月町 7-10	0834-27-6057	0834-27-6095
株式会社さきづな訪問介護事業所	745-0825	周南市秋月 1 丁目 6 番 5 号	0834-29-3811	0834-29-3822

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
サンキ・ウエルビィ介護センター新南陽	746-0012	周南市政所二丁目7番20	0834-34-3260	0834-63-3336
合同会社ほっこり	745-0822	周南市孝田町5番6号 サニーシックスセンター4号室	0834-51-4025	0834-51-4025
ヘルパーステーションつむぐ	745-0823	周南市周陽2丁目2番55号 周南アパート103号室	0834-39-6730	0834-39-6731

※周南市以外の市町村に所在する事業者の情報については、障害者支援課（☎ 0834-22-8463）にお問い合わせください。

短期入所事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米752番地4	0834-29-5011	0834-29-1156
鹿野学園 成人部	745-0304	周南市大字鹿野下1010番地	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島637番地の2	0834-84-0341	0834-84-0065
鼓ヶ浦こぼと園	745-0801	周南市大字久米752番地4	0834-29-1430	0834-29-5015
つくし園	746-0104	周南市大字米光356番地	0834-67-2131	0834-67-2133
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下513番地1	0834-68-2189	0834-68-2608
第1しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南1丁目7番11号	0833-43-9810	0833-43-7300
第2しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南1丁目12番1号	0833-45-2425	0833-44-8919
介護老人保健施設 ふくしの里	744-0033	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3360	0833-45-3361
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
グループホームひかり苑	743-0051	光市岩狩3丁目1番2号	0833-77-2000	0833-77-2043
小規模多機能 おりづる周防の郷	743-0061	光市小周防829-1	0833-76-1200	0833-76-1201
はなのうら	747-0833	防府市大字浜方205-1	0835-22-3280	0835-22-3279
華南園	747-0833	防府市大字浜方205	0835-23-3650	0835-23-3623
防府市大平園	747-0004	防府市牟礼10114-1	0835-24-4665	0835-24-4666
指定障害者支援施設ゆうあい	747-0831	防府市大字向島字竜丸山79-42	0835-27-3001	0835-27-3002
コミュニティプレイス生きいき	747-0024	防府市国衙五丁目9番27号	0835-25-4780	0835-27-4781
特別養護老人ホーム フィラージュ開出	747-0054	防府市開出西町32-8	0835-28-9300	0835-28-9303
ショートステイ フィラージュ開出	747-0054	防府市開出西町32-8	0835-28-9300	0835-28-9303
センメイハイツ	747-0814	防府市三田尻二丁目9-8	0835-28-3844	0835-28-3855

※周南市以外の事業者については、一部を記載しています。これ以外の事業者の情報については、障害者支援課（☎ 0834-22-8463）にお問い合わせください。

生活介護事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鹿野学園 成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637 番地の 2	0834-84-0341	0834-84-0065
白鳩学園育英館	745-0803	周南市大字大島 607	0834-84-0918	0834-84-0065
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
障害者支援施設つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
鼓ヶ浦あゆみ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地の 4	0834-29-5011	0834-29-1156
あおぞら	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-34-0064
生活介護すなっぐ	745-0122	周南市須々万本郷 653-1	0834-88-0300	0834-88-0300
サルビアの家しんなんよう	746-0001	周南市川崎 3 丁目 6-18	0834-33-8960	0834-33-8966
デイサービスセンター けあぼーと きゃんぱす	746-0022	周南市野村 2 丁目 9 番 5 号	0834-34-1310	0834-31-0900
OZデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0940
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第 2 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南 1 丁目 11-1	0833-45-4600	0833-45-4600
サルビアの家 FLAGSHIP	744-0031	下松市生野屋 5 丁目 10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
多機能型事業所 来歩	744-0011	下松市西柳 3 丁目 4 番 27 号	0833-45-3600	0833-45-3620
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
通所支援センター ひかり苑岩狩	743-0051	光市岩狩 3 丁目 1 番 2 号	0833-77-2000	0833-77-2043
通所支援センター ひかり苑光ヶ丘	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
光市身体障害者デイサービスセンター	743-0011	光市光井 2 丁目 2 番 1 号	0833-74-3050	0833-74-3076
虹のかけ橋	743-0071	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-9428	0833-48-9429
小規模多機能 おりづる周防の郷	743-0061	光市小周防 829-1	0833-76-1200	0833-76-1201
デイジーくらぶ	743-0011	光市光井 9 丁目 8 番 30 号	0833-71-6157	0833-71-6156
福祉メイキングスタジオ うみべ	743-0007	光市室積 6 丁目 13-28	0833-48-8232	0833-48-8249
華の浦	747-0833	防府市大字浜方 205-1	0835-22-3280	0835-22-3279
ソイルセンター	747-0825	防府市新田 119-5	0835-27-3192	0835-27-4340
指定障害者支援施設ゆうあい	747-0831	防府市大字向島字竜丸山 79-42	0835-27-3001	0835-27-3002
自遊の街 デイサービスセンター ひかり	747-0036	防府市戎町 1-6-22	0835-21-4820	0835-21-4823
防府市わかくさ園	747-0805	防府市鞠生町 12-2	0835-23-6625	0835-25-2864

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
山口コロニーワークセンター	747-1232	防府市大字台道長沢 10522	0835-32-0069	0835-32-1217
防府市愛光園	747-0004	防府市牟礼 10084 番地の 1	0835-22-7566	0835-22-9400
華南園	747-0833	防府市大字浜方 205	0835-23-3650	0835-23-3623
防府市大平園	747-0004	防府市牟礼 10114 番地の 1	0835-24-4665	0835-24-4666
夢のみずうみ村防府 デイサービスセンター	747-0835	防府市西浦 2429-1	0835-39-2201	0835-39-2202
障害福祉サービスあゆみの里	747-0833	防府市大字浜方字古浜 169 番地 1	0835-24-5075	0835-24-5075
てらら	747-0825	防府市新田 1784-2	0835-27-3036	0835-21-7910
生活処 遊夢庵	747-0802	防府市中央町 6-30	0835-26-5150	0835-38-5813
デイサービス たんぼぼ	747-0825	防府市新田 1784-6	0835-38-7500	0835-27-4340
エルモ	747-0046	防府市千日 2 丁目 5-12	0835-28-7652	0835-28-7653
てんま	747-0067	防府市佐野 1308 番地 1	0835-28-9267	0835-28-9268
ポシブル防府	747-0825	防府市新田 818-3	0835-20-2525	0835-20-2526

自立訓練（機能訓練）事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
多機能型事業所 来歩	744-0011	下松市西柳 3 丁目 4 番 27 号	0833-45-3600	0833-45-3620

自立訓練（生活訓練）事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
みなくるはうす下松	744-0072	下松市望町 2 丁目 8-11	0833-48-9517	0833-48-9518
みなくるはうす光	743-0013	光市中央 5 丁目 1 番 21 号	0833-48-9390	0833-48-9391
山口コロニーワークセンター	747-1232	防府市大字台道長沢 10522	0835-32-0069	0835-32-1217

就労移行支援事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
夢ワークあけぼの	745-0811	周南市五月町 6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
みなくるはうす光	743-0013	光市中央 5 丁目 1 番 21 号	0833-48-9390	0833-48-9391
防府市愛光園	747-0004	防府市牟礼 10084 番地の 1	0835-22-7566	0835-22-9400
夢かれん	747-1232	防府市大字台道 3527 番地の 9	0835-32-1155	0835-32-1888
心促福祉作業センター	747-0062	防府市大字上右田字森ノ本 2608	0835-22-8530	0835-22-8630
あおぞら	747-0814	防府市三田尻 2 丁目 9 番 3 号	0835-22-7228	0835-28-8628

就労定着支援事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
夢ワークあけぼの	745-0811	周南市五月町6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
しあわせ	743-0011	光市光井1丁目12-11	0833-44-9444	0833-44-9450
みなくるはうす光	743-0013	光市中央五丁目1番21号	0833-48-9390	0833-48-9391
心促福祉作業センター	747-0062	防府市大字上右田字森ノ本2608	0835-22-8530	0835-22-8630
あおぞら	747-0814	防府市三田尻2丁目9番3号	0835-22-7228	0835-28-8628

就労継続支援A型事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
就労継続支援施設第一よろこび	746-0036	周南市温田2丁目2-16-3	0834-62-2635	0834-62-5298
就労継続支援施設第二よろこび	746-0045	周南市新地町4番11号	0834-53-2337	0834-53-2337
西日本ケアサービス下松	744-0015	下松市大手町2丁目7-6	0833-41-1175	0833-41-1176
就労継続支援施設 森林の里	743-0101	光市大字塩田1010番地1	0820-48-4560	0820-48-4560
エーアンドエム	743-0031	光市虹ヶ丘一丁目18番18号1F-B	0833-71-6337	0833-71-6337
しあわせ	743-0011	光市光井1丁目12-11	0833-44-9444	0833-44-9450
西日本ケアサービス光	743-0021	光市浅江1-15-31	0833-72-0708	0833-48-9599
ワークショップ山口	747-1232	防府市台道10522番地	0835-33-0100	0835-32-2514
ビエネスタ防府	747-0801	防府市駅南町2-7 トーヨービル2階	0835-28-7245	0835-28-7246

就労継続支援B型事業所（周南市内とその近隣）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島637番地の2	0834-84-0341	0834-84-0065
社会就労センターセルフ周陽	745-0823	周南市周陽2丁目8-28	0834-28-5333	0834-28-7403
周南あけぼの園	745-0801	周南市大字久米716-4	0834-39-3755	0834-39-3756
白鳩学園育英館	745-0803	周南市大字大島607	0834-84-0918	0834-84-0065
なべづる園	745-0641	周南市大字小松原408番地	0833-91-6793	0833-91-6805
さわやか工房	745-0027	周南市糶町2丁目67番地1	0834-33-5828	0834-33-5828
障害福祉サービス事業所 望みの家	745-0066	周南市岡田町2番3号	0834-22-8881	0834-22-8008
聴覚障害者生活支援センター こすもすの家	745-0844	周南市速玉町7番26号	0834-22-3022	-
ふれあい作業所鹿音（かのん）	745-0302	周南市大字鹿野上2755番地1	0834-68-3213	0834-68-4101
サルビアの家しんなんよう	746-0001	周南市川崎3丁目6-18	0834-33-8960	-
就労支援センターあじさい	745-0833	周南市泉原町10番1号	0834-32-2380	-
社会就労センターセルフ新南陽	746-0014	周南市古川町2番41号	0834-51-6526	0834-51-5629

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
社会就労センターセルフ桜木	745-0806	周南市桜木 3 丁目 1-23	0834-33-9260	0834-33-9261
インクルー・ジョブ	745-0641	周南市大字小松原 1233 番地の 3	0833-91-7200	0833-91-1200
夢ワークあけぼの	745-0811	周南市五月町 6-25	0834-33-8501	0834-33-8502
ゆたか苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 11 番 1 号 下松地域交流センター内	0833-43-8955	0833-43-8955
サルビアの家 JOBカレッジ	744-0031	下松市生野屋 5-10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
みなくるはうす下松	744-0072	下松市望町 2 丁目 8-11	0833-48-9517	0833-48-9518
就労継続支援 B 型事業所げんき	744-0011	下松市大字西豊井 1655-3	0833-45-2200	0833-45-2300
ワークスポットりぼん	744-0002	下松市東豊井 1195-2	0833-30-0056	-
大和あけぼの園	743-0105	光市東荷 21-2	0820-49-3000	0820-49-3001
みなくるはうす光	743-0013	光市中央 5 丁目 1 番 21 号	0833-48-9390	0833-48-9391
岩田あけぼの園	743-0103	光市岩田字蔵光 157 番地 1	0820-25-1111	0820-25-1114
福祉メイキングスタジオ うみべ	743-0007	光市室積 6 丁目 13-28	0833-48-8232	0833-48-8249
ワークステーションひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0834-44-7373	0833-44-7355
心促福祉作業センター	747-0062	防府市大字上右田字森ノ本 2608	0835-22-8530	0835-22-8630
夢かれん	747-1232	防府市大字台道 3527 番地の 9	0835-32-1155	0835-32-1888
あおぞら	747-0814	防府市三田尻 2 丁目 9 番 3 号	0835-22-7228	0835-28-8628
山口コロニーキャンパス	747-1232	防府市大字台道長沢 10522	0835-32-0069	0835-32-1217
防府市愛光園	747-0004	防府市牟礼 10084 番地の 1	0835-22-7566	0835-22-9400
ワークショップ山口	747-1232	防府市台道 10522 番地	0835-33-0100	0835-32-2514
ふれんず	747-0802	防府市中央町 6-32	0835-28-7087	0835-28-7284
はあと	747-0849	防府市西仁井令 1 丁目 3-20	0835-22-4449	0835-22-4559
ライクユー	747-0063	防府市下右田 330 番地 2	080-6614-6761	-

共同生活援助（グループホーム）事業所（山口県内）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
グループホーム久米	745-0801	周南市久米 716 - 4	0834-39-3755	0834-39-3756
障害者支援ホームおあしす	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4517	0834-21-4581
グループホームビリーブ	745-0122	周南市大字須々万本郷 653-3	0834-88-0300	0834-88-0300
カン喜グループホーム	745-1131	周南市戸田字時安 1560-3	0834-83-2669	0834-83-2748
障害者グループホーム松星苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
グループホーム森林の里	743-0101	光市大字塩田 1049 番地	0820-48-4560	0820-48-4560
グループホーム岩田	743-0103	光市岩田字蔵光 157 番地 1	0820-25-1111	-

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
グループホームひかり苑	743-0051	光市岩狩3丁目1番2号	0833-77-2000	0833-77-2043
ひだまり	755-0151	宇部市大字西岐波229-3	0836-51-6222	0836-51-4440
障害者グループホームあゆみ	755-0096	宇部市開1丁目7番18号	0836-37-1185	0836-37-1187
ホーム語らい	755-0084	宇部市大字川上字大固屋714-18	0836-31-1674	0836-32-4692
障害福祉サービス事業所「ヴィラふなき」	757-0216	宇部市大字船木833-24	0836-67-2464	0836-67-2467
有限会社 てご屋 ホーム	755-0071	宇部市宮地町3番59-3号	0836-33-8827	0836-33-8827
光栄会グループホーム	755-0071	宇部市宮地町13-23 A棟103	0836-32-4371	0836-32-4372
グループホーム静和	755-0241	宇部市東岐波4004の2	0836-58-5883	0836-58-5883
グループホームサンハイツ	755-0077	宇部市山門4丁目1-13	0836-54-2960	0836-54-2961
光栄ホーム	755-0241	宇部市東岐波1948番地3	0836-58-2133	0836-58-2133
グループホームこすむ	755-0091	宇部市大字上宇部39-8	0836-35-3365	—
グループホームうらら	755-0241	宇部市東岐波字道田1381-7	0836-38-8883	0836-38-8881
グループホームひろ君の家	759-0134	宇部市大字善和573番地1	0836-62-5707	
グループホーム私の家	759-0208	宇部市西宇部南四丁目9-21	0836-39-9901	0836-39-9902
ウィズライフ創	759-0204	宇部市妻崎開作1014-3	0836-38-8020	0836-38-8021
ウィズライフ創西宇部	755-0208	宇部市西宇部南1丁目4-1	0836-43-6300	0836-43-6399
安岡苑ケア&グループホームひびき	759-6603	下関市大字安岡字畑代10145番地5	0832-58-4111	0832-58-5432
グループホームなでしこ	759-6612	下関市垢田町3丁目11-22	0832-53-6690	0832-53-6690
はまゆう園ほーむ	759-5511	下関市豊北町大字滝部397番地の1	083-782-1683	083-782-1520
星の家	750-0317	下関市菊川町大字下岡枝374-6	083-287-0733	083-287-0733
なごみの里グループホーム	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250番地	083-262-2111	083-262-2115
障害者グループホーム富任	759-6613	下関市富任町6丁目18番8号	083-258-5451	083-259-8876
青山寮	751-0885	下関市形山みどり町17番14号	083-256-2011	083-256-9004
ピア・ケアホームみんなの家	750-0063	下関市新地町4番22号	083-242-9952	083-242-9953
ひまわりハウス	750-0058	下関市金毘羅町11-2	083-249-5565	083-249-5589
おもいやりグループホーム	750-0421	下関市豊田町殿敷1492番地	083-250-8622	—
AUBE	751-0864	下関市伊倉町2丁目5番2号	080-3317-8639	—
グループホーム東山・小町の里	751-0887	下関市小野字北ヶ原85番地の1	083-256-5454	083-256-5454
心の駅下関 三河ホーム	751-0821	下関市三河町10番25号	083-227-3210	083-227-3210
日和山ハウス	750-0019	下関市丸山町5丁目6-21	083-250-6480	—
うしろだホーム	751-0826	下関市後田町3丁目1番23号	083-231-3939	083-231-3939
グループホームはーとあーす勝谷	751-0879	下関市東勝谷1-2	083-263-0150	083-263-0151
コスモスハウス	751-0843	下関市新垢田東町2丁目1-28	083-242-2943	083-242-5009
グループホーム歩みの家	751-0835	下関市山の田南町20番31号	083-292-2110	—
障害者ホームサンライズ	740-1231	岩国市美和町生見2441-14	0827-96-0311	0827-96-0080
ホーム青葉	740-1404	岩国市由宇町984番地	0827-63-1177	0827-63-1178

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
かなでる	740-0012	岩国市元町4丁目6-15	0827-28-0021	0827-28-0211
ひかりの郷	741-0091	岩国市小瀬字小原700番地	0827-52-7577	—
新生会障害福祉サービス事業所	741-0063	岩国市関戸10038	0827-43-2715	0827-43-2750
クローバーハウス尾津	740-0032	岩国市尾津町1丁目19-10	0827-28-5602	0827-28-5702
アンダンテ	741-0081	岩国市横山3丁目3-22	0827-35-5531	0827-35-5531
リフレ21	742-0313	岩国市玖珂町1887	0827-82-0021	0827-82-0025
グループホームケアホームモモハウス	742-0336	岩国市玖珂町4936-8	0827-82-4411	—
ひまわりハウス	740-0026	岩国市車町1丁目8-13	0827-21-3500	0827-21-3500
グループホームしらかば	740-0034	岩国市南岩国町4丁目66-2	0827-32-2358	0827-28-2861
エール・ワン	740-0021	岩国市室の木町4丁目83-17	0827-35-5354	—
障害者グループホーム城南学園グループホーム	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西字開明1140-1番地	0820-52-2554	0820-52-3959
るりがくえんホーム	747-1221	山口市鑄銭司812番地1	083-986-2074	083-986-2469
グループホームひまわり荘	747-1221	山口市鑄銭司3347番地	083-986-3707	083-986-2160
さやかホーム	753-0831	山口市平井952番地10	083-928-9643	083-928-9643
グループホームひらき	753-0302	山口市仁保中郷50	083-929-0312	083-929-0357
アットホーム鳴滝園	753-0212	山口市下小鯖字松茸尾原1359番地3	083-927-3838	083-927-5848
ケアホームかがやき	753-0212	山口市下小鯖2161番地1	083-927-6031	—
ふしのホーム	753-0001	山口市宮野上3341番地	083-928-0415	083-928-8453
カーサ若草	754-0025	山口市小郡平砂町7-16	083-973-0222	083-973-4323
ケアホームながさわ	747-1221	山口市鑄銭司3364	083-985-0388	083-985-0390
るりがくえんきららホーム	753-0001	山口市宮野上1115番地	083-921-2044	083-921-1044
おとし荘	753-0871	山口市朝田1099番地4	083-922-0501	083-922-0501
グループホーム山口あそかの園	753-0871	山口市朝田字三田地900番1	083-929-3717	083-929-3737
グループホームみなと	754-0893	山口市大字秋穂二島字甲高山東北10440番地1	083-984-0007	083-984-5152
ひとつの会ホーム	753-0831	山口市平井494-5	0835-26-6667	0835-26-6668
グループホームあかり	753-0011	山口市宮野下字大判984	083-941-6152	083-941-6153
グループホームビューティー	754-0893	山口市秋穂二島3838番地	083-987-0008	083-987-0007
目出ホーム	756-0817	山陽小野田市大字小野田字大滝越1129番地49	0836-84-1384	0836-84-1384
あけぼのホーム山陽小野田	756-0814	山陽小野田市千代町1丁目2番28号	0836-83-8803	0836-83-8864
わおん山口グループホーム	756-0038	山陽小野田市大字有帆1049	0836-48-9055	—
グループホームいちえ	756-0833	山陽小野田市北龍王町17番29号	0836-81-4120	0833-81-4121
さつき園第1やしろホーム	742-2107	大島郡周防大島町大字東屋代816-15	0820-74-4099	—
さつき園第2やしろホーム	742-2103	大島郡周防大島町大字西屋代2116-3	0820-74-4199	—
グループホーム キュアブレイス 三隅	759-3802	長門市三隅中301番地の4	0837-43-2722	0837-42-1338
あけぼの園ほのぼのホーム	759-4503	長門市油谷新別名926-2	0837-32-0111	0837-32-0111

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
さんみ苑ケアホーム	759-3721	萩市三見石丸 2475 番地 1	0838-27-5000	0838-27-0888
障害者グループホームはぎ	758-0057	萩市大字堀内 334 番地	0838-25-1498	0838-25-7854
ばすけっと	759-3204	萩市下小川 986 番地 2	08387-2-0115	08387-2-0115
ぼぶらハイツ	759-3112	萩市下田万	08387-6-3965	—
しげともハイツ	759-3411	萩市大字須佐 5220 番地 94	08387-6-3965	—
特定非営利活動法人ゆう・ゆう・はぎ	758-0011	萩市大字椿東 582 番地 53	0838-25-8685	0838-25-8687
ひじわらグループホーム	758-0025	萩市土原 521 番地 1	080-6269-7240	—
グループホーム『自然と自由』	759-1231	阿武郡阿東町生雲東分 2251 番第 1	083-952-1901	083-952-1901
グループホームあそかの園	759-2301	美祢市於福町上 4017-1 番地	0837-56-1813	0837-56-1814
障害者グループホーム幸嶺園	759-2222	美祢市伊佐町伊佐字下田 5647 番地 2	0837-52-4565	0837-52-2255
よつばホーム	747-0025	防府市美和町 4-24	0835-27-3003	0835-38-7050
グループホーム夢かれん	747-1232	防府市台道 3527 番地の 9	0835-32-1155	0835-32-1888
グループホーム頂上	747-0035	防府市栄町一丁目 1 番 10 号	0835-68-9137	0835-23-7456
グループホームりたはうす	747-0011	防府市岸津二丁目 24 番 20 号	0835-24-0511	—
センメイハイツ	747-0814	防府市三田尻二丁目 9-8	0835-28-3844	0835-28-3855
グループホーム島の学園	742-0041	柳井市平郡 1529 番地	0820-47-2944	0820-47-2944
グループホームのぞみ	742-0033	柳井市新庄字細長 52 番 4	0820-22-3778	0820-22-3778
グループホームやなぎ園	742-1351	柳井市旭ヶ丘 6-2	0820-22-8573	—
グループホーム RASIEL 柳井	742-0021	柳井市柳井 1003 番地 38	0820-23-2223	—

施設入所支援事業所（山口県内）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓澄苑	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-5011	0834-29-1156
鹿野学園成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637 番地の 2	0834-84-0341	0834-84-0065
障害者支援施設つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
第1しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第2しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
障害者支援施設ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
ふしの学園宮野の里	753-0001	山口市宮野上字下ノ原 3346 番地	083-928-0415	083-928-8453
ふしの学園第2宮野の里	753-0001	山口市宮野上字下大久保 3358 番地	083-928-0415	083-928-8453
済生会山口地域ケアセンター 障害者支援施設なでしこ園	753-0061	山口市朝倉町 4 番 55 号	083-934-5200	083-925-5111
るりがくえん	747-1221	山口市鑄銭司 10802-1	083-986-2054	083-986-2469
障害者支援施設 ひらきの里	753-0302	山口市仁保中郷 10043 番地	083-929-0312	083-929-0357
山口秋穂園	754-0893	山口市秋穂二島 10434-1	083-984-5151	083-984-5152

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
高嶺園	755-0084	宇部市大字川上 714 番地 11	0836-32-1321	0836-32-1322
日の山のぞみ苑	755-0241	宇部市大字東岐波字横尾新開 1451-1	0836-59-2411	0836-59-2412
セルブ南風	755-0512	宇部市あすとびあ 2 丁目 2 番 10	0836-43-6211	0836-43-6225
あした	755-0241	宇部市東岐波 746 番地 7	0836-39-7301	0836-39-7302
うべくるみ園 入所部あゆむ	755-0084	宇部市大字川上字大固屋 714 番 13	0836-31-1674	0836-35-9716
障害者支援施設しんわ苑	759-3411	萩市大字須佐 486 番地 4	08387-6-3311	08387-6-3358
萩市障害者支援施設さんみ苑	759-3721	萩市三見 3852 番地 1	0838-27-5000	0838-27-0888
下関幸陽園	751-0804	下関市楠乃 5 丁目 5 番 28 号	0832-56-6810	0832-56-4717
障害者支援施設 員光園	752-0904	下関市大字員光字流河原 1544	0832-48-5185	0832-48-5187
第二くすの園	751-0804	下関市楠乃 5 丁目 5 番 1 号	0832-57-1050	0832-57-1070
障害者支援施設フェニックス	751-0887	下関市大字小野 64-1	0832-56-5336	0832-56-5025
なごみの里	759-6602	下関市大字蒲生野字横田 250 番地	0832-62-2111	0832-62-2115
王司山田園	752-0901	下関市大字山田字赤池 549-5	0832-48-3307	0832-49-0303
湯免清風園	759-3802	長門市三隅中 393 番地 1	0837-43-2121	0837-42-1599
福祥苑	759-4103	長門市深川湯本 10620 番 2	0837-22-6423	0837-22-6437
障害者支援施設あけぼの園	759-4502	長門市油谷久富 45 番地	0837-32-1688	0837-32-2825
ライプリーあそかの園	759-2301	美祢市於福町上 4017-1 番地	0837-56-1813	0837-56-1814
柳井ひまわり園	742-1352	柳井市伊保庄 4472 番地	0820-24-1100	0820-22-0020
障害者支援施設ひかりの里	741-0061	岩国市錦見 3 丁目 7-57	0827-44-2255	0827-43-3005
緑風園	740-1404	岩国市由宇町 980 番地 1	0827-63-1155	0827-63-1156
障害者支援施設 陽の出園	740-1231	岩国市美和町生見 25 番地	0827-96-0311	0827-96-0080
知的障害者更生施設 若葉園	740-1404	岩国市由宇町 984 番地	0827-63-1177	0827-63-1178
指定障害者支援施設 みつば園	756-0803	山陽小野田市大字小野田 11337-1	0836-84-5920	0836-84-5927
防府市大平園	747-0004	防府市牟礼 10114 番地の 1	0835-24-4665	0835-24-4666
指定障害者支援施設ゆうあい	747-0831	防府市大字向島字竜丸山 10079-42	0835-27-3001	0835-27-3002
山口コロニーワークセンター	747-1232	防府市大字台道長沢 10522	0835-32-0069	0835-32-1217
華南園	747-0833	防府市大字浜方 205	0835-23-3650	0835-23-3623
華の浦	747-0833	防府市大字浜方 205-1	0835-22-3280	0835-22-3279
たちばな園	742-2802	大島郡周防大島町油良	0820-73-1011	0820-73-1446
障害者支援施設 城南学園 更生部	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西 1144 番地	0820-52-2554	0820-52-3959
障害者支援施設 城南学園 第二更生部	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西字宮川 1167 番地	0820-52-2554	0820-52-3959
城南学園 第三更生部	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西 1167 番地	0820-52-2554	0820-52-3959
障害者支援施設誘楽園	742-1503	熊毛郡田布施町大字宿井 406 番地	0820-53-1294	0820-53-2940

(3) 障害児通所支援

児童発達支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1435	0834-29-5015
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	0833-91-7101
クジラくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-29-8520
コペルプラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531
OZデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540
インクルー・ユース若宮	745-0016	周南市若宮町 1 丁目 21 番地 代々木若宮ビル 3F	0834-34-0365	0834-34-0375
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4 丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
コペルプラス下松教室	744-0019	下松市桜町 3 丁目 15 番 15-1 階	0833-44-7307	0833-44-7308
子ども発達支援ステーション 茉莉花	744-0011	下松市西豊井 915-1 YKビル 201 号	0833-44-7134	0833-44-7135
夢のテラス	744-0063	下松市若宮町 1-43	0833-48-3501	0833-48-3502
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-9428	0833-48-9429
デイジーくらぶ	743-0011	光市光井九丁目 8 番 30 号	0833-71-6157	0833-71-6156

放課後等デイサービス事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1430	0834-29-5015
きかん車	745-0651	周南市大字大河内 256-14	0833-91-7233	0833-91-7101
クジラくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-29-8520
コペルプラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531
デイサービスセンターけあぼーと	745-0012	周南市川端町 1 丁目 11 番地	0834-31-0200	0834-31-0900
デイサービスセンターけあぼーと くれよん	745-0061	周南市楠木 1 丁目 5-6	0834-21-1414	0834-31-0900
サルビアの家 しんなんよう	746-0001	周南市川崎 3 丁目 6-18	0834-33-8960	0834-33-8966
聴覚障害者生活支援 センター こすもすの家	745-0844	周南市速玉町 7 番 4 号	0834-22-3022	0834-34-1610
サルビアの家とくやま	745-0805	周南市櫛ヶ浜字下塩田 463-5	0834-34-3212	0834-34-3773
ゆあステーション	746-0015	周南市清水 2 丁目 6 番 12 号	0834-51-4115	0834-51-4115
OZデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540
インクルー・ユース若宮	745-0016	周南市若宮町 1 丁目 21 番地 代々木若宮ビル 3F	0834-34-0365	0834-34-0375
サルビアの家	744-0033	下松市生野屋南 1 丁目 11-1	0833-45-4600	0833-45-4600
サルビアの家 FLAGSHIP	744-0031	下松市生野屋 5 丁目 10-1	0833-47-3535	0833-47-3536
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4 丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
多機能型事業所 来歩	744-0011	下松市西豊井切戸 1442-1	0833-45-3600	0833-45-3620
児童デイサービスすだっち	744-0032	下松市生野屋西 3 丁目 2-16	0833-57-4583	0833-57-5641

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
児童デイサービス すだっちイースト	744-0002	下松市東豊井 1303-9	0833-44-9760	0833-44-9761
子ども発達支援ステーション 茉莉花	744-0011	下松市西豊井 915-1 YKビル 201号	0833-44-7134	0833-44-7135
こどもデイサービスセンター 星ひろば	744-0005	下松市古川町 3丁目 1番 2号	0833-48-8545	0833-44-9512
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14番 3号	0833-48-9428	0833-48-9429
放課後等デイサービスセンター ひかり苑	743-0051	光市岩狩 3丁目 1番 2号	0833-77-0077	0833-77-2043
サルビアの家 ひかり	743-0061	光市小周防 1657番地の1	0833-48-9300	0833-76-0551
特定非営利活動法人チャイルド ハウス ひなたぼっこ	743-0063	光市島田 6-5-1	0833-57-0083	—
デ이지ーくらぶ	743-0011	光市光井 9丁目 8番 30号	0833-71-6157	0833-71-6156

保育所等訪問支援事業所（周南圏域）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鼓ヶ浦つばさ園	745-0801	周南市大字久米 752番地 4	0834-29-1435	0834-29-5015
周南子ども発達相談センター	744-0027	下松市南花岡 4丁目 2-15	0833-43-5960	0833-43-5960
コペルラス周南久米教室	745-0801	周南市大字久米 3097-1	0834-34-0530	0834-34-0531

第4章 地域生活支援事業とその他のサービス

I 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。

II 事業と内容

1 障害者総合相談事業

障害者の方や家族等からの相談に応じ、さまざまな情報の提供や助言、専門機関との連携、障害福祉サービス等のサービスの利用に関する援助などを行うことにより、障害者の方が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的としています。

○利用料は無料です。

委託事業者

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
総合相談支援センターぱれっと	745-0801	周南市大字久米 752-4	0834-29-3294
地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
相談支援センター拓未（たくみ）	745-0005	周南市児玉町 2 丁目 5-1 児玉ハイツ 1 階A	0834-31-9680
相談支援センタービサイド	745-0811	周南市五月町 6 番 25 号	0834-33-8453
相談支援センターしょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南 1-12-1	0833-48-6022
相談支援事業所 Reika	744-0078	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	0833-44-7322
相談支援センターひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7377

2 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者の設置事業

聴覚に障害がある方のために、手話通訳をしたり、日常生活上の問題についての相談に対応したりします。

○利用料は無料です。

○設置場所

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387、FAX 22-8464）

イ 手話通訳者の派遣事業

聴覚に障害がある方の公共機関、病院、金融機関等での円滑な意思疎通のために、手話通訳者を派遣します。

○利用料は無料です。

○依頼窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387、FAX 22-8464）

ウ 要約筆記者の派遣事業

聴覚に障害がある方の公共機関、病院、金融機関等での円滑な意思疎通のために、要約筆記者を

派遣します。

○利用料は無料です。

○依頼窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387、FAX 22-8464)

3 日常生活用具の給付事業

重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。詳しくは、P41～P46を確認ください。

4 移動支援事業

障害者及び障害児の方が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

障害福祉サービスの対象にならない外出のうち、市が必要と認めたものが対象です。詳細についてはお問い合わせください。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます(P19を確認ください。)

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8463)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332)

委託事業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
あい・周南ケアセンター	745-0825	周南市秋月一丁目1番10号	0834-39-0506
徳山医師会居宅介護事業所	745-8510	周南市東山町6-28	0834-31-6875
ニチイケアセンター周南	745-0845	周南市河東町9-20 グランデリバーサイドB	0834-27-5330
ニチイケアセンター徳山	745-0807	周南市城ヶ丘三丁目15-11パープル1F	0834-39-0461
ニチイケアセンター菊川	746-0082	周南市大字下上字向土井644-1	0834-61-2800
社会福祉法人 蓬萊会	747-0831	防府市大字向島字竜丸山 10079-42	0835-27-3001
合同会社 ほっこり	745-0822	周南市孝田町5番6号 サニー シックスセンター4号室	0834-51-4025

5 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

○利用料については、各センターにお問い合わせください。

委託事業者

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
精神障害者地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町10-1	0834-21-4573
周南市地域活動支援センターポレポレ	745-0861	周南市新地3丁目2番30号	0834-34-0064
心身障害者福祉作業所海月倶楽部	745-0847	周南市松保町8-1	0834-22-6191

6 日中一時支援事業

日帰りショートステイ事業

障害者及び障害児の方を自宅で介護する方が、病気など一定の理由により一時的に介護することができなくなったときなどに、施設において宿泊を伴わない支援を行います。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます（P19を確認ください。）

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

委託業者一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
鹿野学園成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 1010 番地	0834-68-2189	0834-68-2608
鹿野学園第二成人部	745-0304	周南市大字鹿野下 10513 番地 1	0834-68-2189	0834-68-2608
第 1 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南一丁目 7 番 11 号	0833-43-9810	0833-43-7300
第 2 しょうせい苑	744-0033	下松市生野屋南一丁目 12 番 1 号	0833-45-2425	0833-44-8919
城南学園	742-1504	熊毛郡田布施町大字川西 1144 番地	0820-52-2554	0820-52-3959
白鳩学園育成館	745-0803	周南市大字大島 637-2	0834-84-0341	0834-84-0065
つくし園	746-0104	周南市大字米光 356 番地	0834-67-2131	0834-67-2133
ひかり苑	743-0023	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373	0833-44-7355
ひらきの里	753-0302	山口市仁保中郷 10043 番地	083-929-0312	083-929-0357
デイサービスセンター けあぽーと	745-0012	周南市川端町一丁目 11 番地	0834-31-0200	0834-31-0900
デイサービスセンター けあぽーとくれよん	745-0831	周南市楠木 1-5-6	0834-21-1414	0834-31-0900
デイサービスセンター けあぽーときゃんぱす	746-0022	周南市野村二丁目 9 番 5 号	0834-34-1310	0834-34-1311
虹のかけ橋	743-0073	光市室積正木 14-3	0833-48-9428	0833-48-9429
徳山ポレポレくらぶ	745-0861	周南市新地 3 丁目 2 番 30 号	0834-34-0064	0834-34-0064
サルビアの家	744-0031	下松市生野屋南 1-11-1	0833-45-4600	0833-57-4343
防府市大平園	747-0004	防府市牟礼 10114 番地の 1	0835-24-4665	0835-24-4666
チャイルドハウス ひなたぼっこ	743-0063	光市島田 6 丁目 5-1	0833-57-0083	0833-57-0083
柳井ひまわり園	742-1352	柳井市伊保庄 4472 番地	0820-24-1100	0820-22-0020
日中一時支援事業所 リトルまいむ	742-1511	熊毛郡田布施町下田布施 217-17	0820-25-1036	0820-25-1037
株式会社 つぐみ	747-0046	防府市千日 2 丁目 5-8	0835-28-7652	0835-28-7653
しゅうとう福祉工房 のびのび	742-0417	岩国市周東町下久原 1260	0827-28-5636	0827-84-5056
OZデイしゅうなん	745-0801	周南市久米旭ヶ丘 984-28	0834-34-0539	0834-34-0540

7 療育専門職員招へい事業

在宅の障害者及び障害児の方を対象に、医師、理学療法士、作業療法士等の療育専門職員を招へいし、療育指導を実施することで、療育の充実を図るものです。

利用に際しては、周陽ひまわり会に入会し、会費を支払う必要があります。

○相談窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

8 身体障害者訪問入浴サービス事業

自力で入浴することの困難な身体障害者の方、又は家族のみでは入浴させることができない方を対象に、移動入浴車を家庭に派遣して入浴サービスを行い、入浴困難者の家族の負担軽減と在宅福祉の増進を図るものです。

○利用料は、障害福祉サービスに準じます（P19を確認ください。）

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8463）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

9 点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に対し、点訳・朗読の指導を行うことにより、点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図るものです。

○窓口

NPO 法人周南視覚障害者図書館（速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内）（☎ 0834-34-9351
FAX 0834-34-9352）

10 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、手話の指導を行うことにより、手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の福祉の増進を図るものです。

○窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

11 点字広報・声の広報発行事業

視覚障害者の方に対し、市広報を点字化又は音訳化して必要な生活情報を提供することにより、地域生活の支援を図るものです。

○窓口

点字広報 ・ NPO 法人周南視覚障害者図書館（速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内）
（☎0834-34-9351、FAX 0834-34-9352）

声の広報 ・ 福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

Ⅲ 地域生活支援事業以外の事業

1 療育訓練参加促進事業

在宅の障害児とその保護者の方を対象に、療育キャンプへの参加を促進することで、療育の充実を図るものです。

療育専門指導員の下に、療育訓練設備を有する施設において行われる宿泊を伴う療育訓練を行う場合、1組につき30,000円まで補助します。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

2 身体障害者福祉電話設置事業

電話を所有しない低所得世帯（原則として市民税非課税世帯）に属する在宅重度身体障害者の方のうち、緊急連絡・コミュニケーション等の手段として電話の設置が必要と認められる方に対して、福祉電話を設置し、貸与します。

○通話料は自己負担となります。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

3 NET119緊急通報システム

聴覚、音声・言語機能障害により、音声での119番通報が難しい人が、インターネット機能を利用して通報できるシステムです。

※端末（携帯電話、スマートフォン・タブレット等）ごとに事前登録が必要です。

○利用料は無料ですが、インターネット接続に必要な料金は、利用者負担になります。

○申請窓口

周南市消防本部指令課（☎ 0834-22-8765）

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

4 災害避難時等着用ベスト

外見からは障害があることが分かりにくく、移動やコミュニケーションが難しい視覚や聴覚に障害のある人が、災害等の緊急時に、周囲からの配慮や支援を受けやすくなるよう、障害があることを知らせることができるベストを配布します。

○対象者・・・市内在住で、視覚障害または聴覚障害の、1～3級の身体障害者手帳所持者

○費用は無料ですが、1人1着とします。

○申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

第5章 各種医療制度

I 自立支援医療

障害者（児）の方の心身の障害を除去・軽減するための医療について、指定医療機関において受けた医療費の自己負担額の一部を助成します。

1 対象者

(1)自立支援医療（更生医療）

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方（18歳以上）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

(2)自立支援医療（育成医療）

身体に障害を有する児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

(3)自立支援医療（精神通院医療）

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患（てんかんを含む。）のある方

2 負担額

原則として医療費の一割が自己負担になります。ただし、医療保険上の「世帯」の課税状況等に応じてひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

課税状況等に応じた負担上限月額

生活保護 世帯	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が80 万円以下	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が80 万円を超える	市民税 所得割額が 33,000円 未満	市民税 所得割額が 235,000円 未満	市民税 所得割額が 235,000円 以上
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得		一定所得以上
負担上限 月額0円	負担上限 月額 2,500円	負担上限 月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度		自立支援医療 対象外
			育成医療の経過措置※		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※※		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 （重継）※ 負担上限月額 20,000円

※ 「一定所得以上（重継）」及び育成医療の経過措置は、令和6年3月31日まで延長。

※※ 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

- 更生医療・育成医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法）

●精神通院医療……統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の者又は精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な医療を要すると判断した者

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

●医療保険の多数該当の者

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

II 重度心身障害者医療

重度の心身障害者の疾病に対する医療費を助成します。

1 対象者

ア 身体障害者手帳1・2・3級の者

イ 療育手帳Aの者

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者

エ 障害を理由とする年金又は特別障害給付金の1級を受けている者

オ 特別児童扶養手当の1級支給対象児童

カ ア～オと同等の程度の障害を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

ア 生活保護を受けている

イ 他制度により医療費の支給を受けることができる

ウ 本人の所得が制限額を超えている

2 申請に必要なもの

○健康保険証

○重度心身障害者医療の対象となることが確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

Ⅲ 重度の障害者等に対する後期高齢者医療

65歳以上75歳未満で一定の障害がある人が、希望により申請を行い、山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療制度へ加入できる制度です。

1 対象者

65歳以上75歳未満の健康保険加入者で、次のいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳1・2・3級
- イ 身体障害者手帳4級で以下のA～Dのいずれかに該当
 - A 音声又は言語機能に著しい障害を有する
 - B 両下肢の全ての指を欠く
 - C 下肢を下腿の2分の1以上で欠く
 - D 下肢の機能に著しい障害を有する
- ウ 療育手帳A
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- オ 国民年金法における障害等級1・2級

2 申請に必要なもの

- 健康保険証
- 重度の障害者等に対する後期高齢者医療の対象となることが確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

3 申請窓口

保険年金課（☎ 0834-22-8312）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

第6章 補装具・日常生活用具

I 補装具

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替するために、補装具の交付、貸与又は修理を行います。（購入、借受け又は修理を行う前に申請が必要です。）

1 補装具の種類（主なもの）

○視覚障害者用

盲人安全つえ、義眼 眼鏡

○聴覚障害者用

補聴器

○肢体不自由者用

義肢、装具、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、座位保持椅子（児童のみ）、起立保持具（児童のみ）、頭部保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、重度障害者用意思伝達装置

2 負担額

原則として購入又は修理費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

補装具・日常生活用具*の自己負担上限月額（※ストマ用装具、紙おむつ等を除く。）

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯のうち最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円未満	37,200 円

※障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上）は、補装具費の支給対象外です。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

○医師の意見書（種類によっては不要）

○個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

○身元確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

※種類によっては、山口県身体障害者更生相談所の行う巡回相談に出席していただく必要があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

II 日常生活用具

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、別表（P42～P46）の日常生活用具の給付を行います。（購入前に申請が必要です。）

1 日常生活用具の種類

別表を確認ください。

2 負担額

原則として購入費の一割負担です。ただし、利用者の属する世帯の課税状況等に応じて、ひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。詳しくは前頁の表を確認ください。

なお、ストマ用装具、紙おむつ等は、利用者の属する世帯の前年の所得税額等に応じて自己負担額が決定されます。

3 申請に必要なもの

○身体障害者手帳

※用具の種類によって別途書類等が必要となる場合があります。

4 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

III 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度の難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入や修理などに要する経費の一部を助成します。

1 対象児 次の要件全てに該当する18歳未満の難聴児

1. 市内に在住
2. 両耳の聴力レベルが原則として、30デシベル以上70デシベル未満
3. 世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満

2 助成額 補聴器購入費などの額と市の基準額を比較して少ない方の額の3分の2

3 申請に必要なもの 購入又は修理前に申請が必要です。

○医師の意見書（指定の医療機関で作成されたもの）

4 申請窓口 上記IIに同様

別表 日常生活用具

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級(児童の場合は2級を含む)の身体障害者(児)及び重度以上の知的障害者(児)であって原則として3歳以上のもの(常時介護を要するものに限る)又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者(児)であって学齢児以上のもの(常時介護を要するものに限る)又は難病患者等であって自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として3歳以上のもの(入浴に介護を要するものに限る)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの(下着交換等にあって家族その他人の者の介助を要するものに限る)又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	介助者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として3歳以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)であって原則として3歳以上のもの又は難病患者等(いずれも入浴に介助を要するものに限る)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの ただし、住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等であって常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの(児童は手すり付きのもの) ただし、住宅改修を伴うものを除く	9,850	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)であって、原則として3歳以上のもの	木製又は軽金属製のT字状・棒状のつえで歩行が容易になるもの	4,683	3年

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
自立生活 支援用具	移動・移乗 支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって原則として3歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とするものに限る）又は難病患者等であって下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、住宅改修を伴うものを除く	60,000	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）又は重度以上の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒し頭部を保護する必要があるものであって、原則として学齢児以上のもの	ヘルメット型でスポンジ又は革を主材料に製作し、転倒の際に頭部を保護するもの ※レディメイドは80%の範囲内の額 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革又はプラスチックを主材料としているもの	715,656	3年
			イ スポンジ、革又はプラスチックを主材料としているもの	437,852	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）若しくは重度以上の知的障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの（知的障害者においては、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの）又は難病患者等であって上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障害者（児）の介助者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ただし、住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度以上の知的障害者（児）であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ※一世帯につき2台を限度	15,500	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度以上の知的障害者（児）又は難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化し得るもの	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者又は重度以上の知的障害者（視覚障害者又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送 信 機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上の身体障害者(児)で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析治療を行うもの(原則として 3 歳以上のもの)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5 年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上の身体障害者(児)若しくは同程度の身体障害者(児)であって必要と認められるもの(原則として学齢児以上のもの)又は難病患者等であって呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上の身体障害者(児)若しくは同程度の身体障害者(児)であって必要と認められるもの(原則として学齢児以上のもの)又は難病患者等であって呼吸機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10 年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5 年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5 年
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	18,000	5 年
	音声血圧計	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	15,000	5 年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)(原則として学齢児以上のもの)	携帯式で、ことばを音声又は文章に交換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800
情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで容易に使用し得るもの ア 上肢機能障害者(児)インテリキー、ジョイスティック等 イ 視覚障害者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000	5 年
点字ディスプレイ		視覚障害 2 級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6 年
点字器		視覚障害者(児)であって、点字で文章をうち、日常生活に役立つ目的で使用されるもの(原則として学齢児以上のもの)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	ア 10,712	7 年
			ア 標準型(真鍮)	イ 6,798	7 年
	イ 標準型(プラスチック)		ウ 7,416	5 年	
	ウ 携帯型(アルミニウム) エ 携帯型(プラスチック)		エ 16,995	5 年	
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)で本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100	5 年	

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	6年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8年	
	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	ア 触読時計	710,300	10年
				イ 音声時計	113,300	
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	59,800	6年	
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	テレビ地上デジタル放送に対応するものであって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000	6年	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声・言語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (原則として学齢児以上のもの)	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年	
	人工喉頭	喉頭摘出による音声言語障害のもの(電動式は職業上又は教育上真に必要な者)	気管孔から呼吸によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの	ア 笛式	75,150	4年
イ 笛式(気管カミュレ付)				18,343	4年	
発信器を顎下部や頸部の皮膚にあて構音化するもので電動式のもの				72,203	5年	

区 分	種 目	障害及び程度	性 能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通話料は本人負担	—	—
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの ただし、電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの ※通信料は本人負担	—	—
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で日常生活に役立てる目的で使用するもの（原則として学齢児以上のもの）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸機能及び膀胱機能障害を有するもので、人工肛門又は人工膀胱を造設しているもの	1ヶ所あたりの皮膚保護剤及び身体に密着させるものを含む月額 ア 蓄便袋 イ 蓄尿袋	7,858	—
			イ 蓄尿袋	11,639	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な身体障害者（児）又は3歳以上の者で高度の排尿・排便機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので月額 紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品	12,000	—
	収尿器	肢体不自由（神経因性膀胱などによる高度の排尿障害者）	採尿器と蓄尿器で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもので障害者が容易に使用し得るもの ア 男性用（普通型） イ 男性用（簡易型） ウ 女性用（普通型） エ 女性用（簡易型）	7,805 15,985 8,925 6,195	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	下肢又は体幹機能障害を有する者（児）であって障害等級3級以上の者（ただし特殊便器への買替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者）又は難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害があるもの	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—

備考

- ※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。
- ※ 給付された用具が修理不能により使用困難となった場合は、再交付の申請ができます。ただし、耐用年数を経過していない用具については、原則として再交付の対象外となります。
- ※ 別表中、対象者の欄に難病患者等に関する記載のない種目の難病患者等への給付等は、その身体症状等について必要な調査を行ったのち、市長が真に必要と認めた場合のみ対象となります。

第7章 職業訓練・雇用の促進

1 障害者職業能力開発校

障害者が就職に必要な知識や専門的な技術、技能を習得することで、職業的に自立し、生活の安定と地位の向上を目指すための施設であり、国が設置し都道府県が運営するものです。

近隣の障害者職業能力開発校

名 称	所 在 地	電 話	FAX 番号
広島障害者職業能力開発校	広島市南区宇品東4丁目1-23	(082)254-1766	(082)254-1716
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区蟹住1728-1	(093)741-5431	(093)741-1340

相談窓口

ハローワーク徳山（管轄区域－旧徳山市、旧新南陽市、旧鹿野町）

周南市大字徳山 7510-8 （☎ 0834-31-1950）

ハローワーク下松（管轄区域－旧熊毛町）

下松市東柳 1-6-1 （☎ 0833-41-0870）

2 職場適応訓練

職場適応訓練は、障害者の採用を希望する事業主が訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事から委託を受けて行います。

(1) 訓練職種－障害者の能力に適した職種

(2) 訓練期間－通常6か月以内（重度の障害者等は1年以内）、短期2週間以内（重度の障害者等は4週間以内）

(3) 手当の支給

○事業主 通常1人あたり月額24,000円（重度の障害者等25,000円）

短期1人あたり日額960円（重度の障害者等1,000円）

○訓練生 雇用保険を受けている方は、訓練終了日まで引き続いて雇用保険が支給されます。

(4) 相談窓口

ハローワーク徳山（管轄区域－旧徳山地区、旧新南陽地区、旧鹿野地区）

周南市大字徳山 7510-8 （☎ 0834-31-1950）

ハローワーク下松（管轄区域－旧熊毛地区）

下松市東柳 1-6-1 （☎ 0833-41-0870）

※心身障害者の雇用については、この他にも公的制度があります。

くわしくは、ハローワークへ相談ください。

3 山口障害者職業センター

P12を確認ください。

4 障害者就業・生活支援センター

P14を確認ください。

第8章 住 宅 環 境

1 公営住宅の優遇措置等

(1) 優先対象者としての優遇措置

公営住宅の入居資格を有し、かつ、心身障害者で一定の要件を満たしている者のいる世帯は、公営住宅への入居申込時に優遇措置を受けることができます。

また、一定の要件を満たす障害者向けの住宅も若干数整備されておりますので、下記までお問合せください。

(2) 窓口

周南公営住宅管理協会 (☎ 0834-21-0700)

住宅課 市営住宅担当 (☎ 0834-22-8282)

第9章 自 動 車

1 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害者の社会活動への参加を促進するため、身体障害者及び知的障害者の運転免許取得の便を図るものです。（自動車学校入校前に申請が必要です。）

(1) 対象者

県公安委員会の行う運転免許適性試験に合格した者（内部機能障害者の場合は医師が支障なしと認めた者）のうち、新たに第一種普通自動車免許を取得する者で、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の1級から3級を所持する者

イ 身体障害者手帳の4級から6級を所持する者のうち、運転免許適性試験により運転する自動車について限定条件が付された者

ウ 療育手帳を所持する者

(2) 助成額

訓練経費の2/3を助成します。ただし、100,000円を限度とします。

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳又は療育手帳

○適性検査に合格したことを証明する書類の写し

○内部機能障害者については医師の意見書

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

2 障害者用自動車改造費助成事業

(1) 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する者（特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者）で自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者（改造をする前に申請が必要です。）

(2) 助成額

100,000円を限度として助成します。

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳又は療育手帳

○見積書

○運転免許証

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所 (新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332)

3 駐車禁止除外指定車標章

(1) 内 容……………やむを得ない場合に、他の交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内でも駐車できます。

(2) 対象者……………次のいずれかに該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方

○身体障害者手帳

・視覚障害 3級以上及び4級の1

・聴覚障害 3級以上

・平衡機能障害 3級

・体幹不自由 3級以上

・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2

・下肢不自由 4級以上

・運動機能障害 (上肢機能) 2級以上 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
(移動機能) 4級以上

・内部機能障害 3級以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳1級

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

○運転免許証

※代理の方が申請する場合は、申請窓口へお問い合わせください。

(4) 申請窓口……………周南警察署交通課 (☎ 0834-21-0110)

光警察署〔熊毛地域の方〕(☎ 0833-72-0110)

4 身体障害者標識 (四つ葉マーク)

(1) 対象者

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人です。

(2) 内 容

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車 (軽自動車を含む) を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法違反になります。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）

(1) 対象者

聴覚に障害のある者（補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない者）

(2) 内容

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法違反になります。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

6 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

P71～72を確認ください。

7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

(1) 内容

歩行や車の乗降が困難な方が、県に登録された身障者用駐車場を利用することができます。

(2) 対象者と申請に必要なもの

対象者（次のいずれかに該当する者）	必要なもの
身体障害者 ・視覚障害 4級以上 ・聴覚障害 3級以上 ・平衡機能障害 5級以上 ・上肢不自由 4級以上 ・下肢不自由 6級以上 ・体幹不自由 5級以上 ・運動機能障害（上肢機能）2級以上 （移動機能）6級以上 ・内部機能障害 4級以上	身体障害者手帳
知的障害者 A	療育手帳
精神障害者 1級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者（要介護認定者）	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
妊産婦	母子健康手帳
けが人	歩行が困難である旨記載の診断書

※代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。

(3) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

周南市社会福祉協議会（☎ 0834-22-8721）又は各支部、山口県周南健康福祉センター（☎ 0834-33-6422）

第10章 手当・年金

1 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その障害のために生ずる特別の負担を軽減するため手当を支給します。

(1) 対象児

(別表第1)に定める程度の重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする状態である20歳未満の者。

(別表第1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア 障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき。ただし、特別児童扶養手当は受給していてもかまいません。

イ 障害児入所施設その他これに類する施設に入所しているとき。

(3) 支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

(4) 支給額（令和5年4月分からの支給額）

月額15,220円

(5) 支給方法

ア 手当は、毎年5月、8月、11月及び2月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは、障害児本人の金融機関口座に振り込みます。

(6) 請求に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 戸籍の全部事項証明書（外国人の方は世帯全員の住民票の写し）

- 本人の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

2 重度心身障害児福祉手当

身体障害、知的障害及び精神障害のため、日常生活に介護を要する20歳未満で在宅の障害児の保護者に対して重度心身障害児福祉手当を支給します。

(1) 対象児……………身体障害者手帳の所持者で1級から3級までの者、知的障害者でIQが50以下の者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で1級又は2級の者。

(2) 支給額

- ・身体障害者手帳1・2級、IQ35以下及び精神障害者保健福祉手帳1級の者……月額4,200円
- ・上記以外の者……………月額2,500円

(3) 支給方法……………毎年3月・9月に受給者（保護者）の金融機関口座へ振込

(4) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 保護者名義の貯金通帳又は預金通帳

(5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

3 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給します。

(1) 対象者

次の別表第3（P54～P55）に定める程度の障害の状態にある満20歳未満の児童を監護する父若しくは母（所得の多い方）又は父母に代わって児童を養育している者

(2) 支給要件

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではないため併給可）
- ③児童が、児童福祉施設（保育所、通園施設、訓練のための母子入所を除く）に入所しているとき

(3) 支給制限

受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の者）の前年所得が一定額以上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給されません。

(4) 支給額（令和 5 年 4 月分からの支給額）

児童 1 人につき月額 35,760 円（障害の程度が別表第 2 の 1 級に該当する障害児にあつては、53,700 円）

(5) 支給方法

毎年 4 月、8 月、11 月の 3 期にそれぞれ前月分まで（11 月期については当月分まで）を支払います。

(6) 請求に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍の全部事項証明書
- 世帯全員の所得証明書（当年【1 月～6 月請求は前年】の 1 月 1 日に他市町村に住んでいた方のみ）
- 受給者名義の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは 1 点、写真なしのものは 2 点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

（別表第 3） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

1 級	1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	1 0	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	1 1	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。		

4 特別障害者手当

障害の状態が重く（原則として、重度障害が2以上あるもの）、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅者に対して支給します。

(1) 対象者

別表第2（P56）に定める程度の障害を重複しているか、それと同程度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の者

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア 障害者支援施設その他これに類する施設に入所しているとき。

イ 病院や診療所に継続して3ヶ月以上入院しているとき。

(3) 支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

(4) 支給額（令和5年4月分からの支給額）

月額 27,980 円

(5) 支給方法

ア 手当は、毎年5月、8月、11月及び2月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは障害者本人の金融機関口座に振り込みます。

(6) 請求に必要なもの

- 年金、手当等を受けている時は、その証書
- 年金手帳
- 身体障害者手帳、療育手帳を持っている時は、その手帳
- 診断書（所定の様式により医師が診断したもの）
- 戸籍の全部事項証明書（外国人の方は世帯全員の住民票の写し）
- 本人の貯金通帳又は預金通帳
- 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 本人確認書類（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点）

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

(別表第2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

1. 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

5 障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

(1) 受給要件

「ア」～「ウ」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

ア 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

イ 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表（P56～P58）に定める1級または2級に該当していること。

※障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月をすぎた日、または1年6か月以内に症状が固定した場合はその日をいいます。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

ウ 次のいずれかの納付要件を満たしていること。

- ・初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

- ・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要ですが、本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。

(2) 受給額（令和5年4月～）

1級 年額 993,750円 +（子の加算額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円

2級 年額 795,000円 +（子の加算額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円

(3) 受給方法

日本年金機構が2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、本人の金融機関口座に振り込みます。

(4) 請求に必要なもの

マイナンバーが確認できる書類、基礎年金番号がわかる書類、本人名義の通帳、診断書、病歴・就労状況等申立書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている時はその手帳等

※請求時に必要なものは、請求する方により異なることがあります。詳細については、請求窓口で事前にご相談ください。

(5) 請求窓口

保険年金課年金担当（☎ 0834-22-8316）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

障害等級表 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

2 級	1 1	両下肢のすべての指を欠くもの
	1 2	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	1 3	一下肢を足関節以上で欠くもの
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考	視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

6 児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。（外国人の方についても支給の対象となります。）

(1) 対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母または父、または当該母父に代わってその児童を養育している人（養育者）が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる人をいいます。

また、心身に一定の障害（特別児童扶養手当対象児童その他の障害については別途定めがあり）がある場合は、20歳未満の間、手当が受けられます。

ア 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

イ 父または母が死亡した児童

ウ 父または母が次に定める程度の障害の状態にある児童

① 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両目のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

③両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④両上肢の全ての指を欠くもの

⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの

⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

- ⑧体幹の機能に坐っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

- エ 父または母の生死が明らかでない児童
- オ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- カ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ケ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

(2) 支給要件

下記の場合には手当は支給されません。

- ア 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- イ 児童や、手当を受けようとする母または父、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ウ 母または父が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。）
- エ 母の監護を受けている場合または養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくしているとき（父障害の場合を除く）
- オ 父の監護を受け、かつ、生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくしているとき（母障害の場合を除く）

※手当の支給を受けようとする人または対象児童が公的年金等を受給している場合、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。また、令和3年3月分手当からは、障害基礎年金を受給している場合、基本となる年金額を除き、子の加算額と児童扶養手当額を比較するようになります。（その場合、児童扶養手当の支給額算定のための所得の見方も変わります。）

※児童の父または母の障害により母、父または養育者が手当の支給を受ける場合であって、障害がある父または母が年金を受給している場合は、年金の子の加算額と児童扶養手当額を比較し、年金が低い方は、その差額を受給できます。

(3) 支給額（令和5年4月1日改正）

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

児童1人の場合月額44,140円（一部支給44,130円～10,410円）

児童2人目は、10,420円（一部支給10,410円～5,210円）、3人目以降は、1人につき6,250円（一部支給6,240円～3,130円）を加算する。

(4) 支給制限（令和元年8月1日改正）

母または父、または養育者又はその配偶者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月まで支給されません。また、扶養義務者（同居している直系血族および兄弟姉妹の方）がいる場合、その方の所得も審査の対象になります。

(5) 支給方法

児童扶養手当の支給は、認定の請求をした日の翌月分からです。支払いについては、毎年、1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2ヶ月分の手当が支払われます。

(6) 申請方法

下記申請先へお尋ねください。

(7) 申請窓口

次世代政策課（☎ 0834-22-8460）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

7 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養するものが、その生存中一定の掛け金を拠出し、その死亡（重度障害）後、心身障害者に終身年金を支給し、保護者が亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るものです。

(1) 加入資格

心身障害者の保護者（配偶者〔内縁を含む〕、父母兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身障害者を扶養している者をいう。）であって加入時において次の要件を満たす者。

- ①山口県内に住所を有すること
- ②加入時の年度の4月1日現在で65歳未満であること
- ③生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

(2) 心身障害者の範囲

この制度の対象となる心身障害者は、次のいずれかに該当する者で、将来独立自活することが困難であると認められる者

- ①知的障害者
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害のある者
- ③精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる者

(3) 掛金

①掛金は、加入時又は2口目付加時の年度の4月1日時点の年齢に応じて次表のとおりとなっています。

（令和5年4月1日現在）

加入時年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金月額 （1口あたり）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

②20年以上この制度に加入し、かつ、加入者が4月1日時点で65歳である年度の加入月以降は掛金の納付を免除されます。

③山口県では、加入者が生活の困窮等で掛金の払込が困難な場合、掛金の減免の制度があります。

(4) 年金等の支給

ア 年金の支給

①加入者（心身障害者の保護者）が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により重度障害の状態となったときは、月額2万円又は4万円（2口加入の場合）の年金を心身障害者の終身にわたり支給します。

②年金は、心身障害者に支給することを原則としますが、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認められる場合には、あらかじめ年金管理者を決めておくことになっています。

③年金の支給事由たる重度障害の状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- A 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- B そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- C 両上肢を手関節以上で失ったもの
- D 両下肢を足関節以上で失ったもの
- E 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
- F 両上肢の用を全く永久に失ったもの
- G 両下肢の用を全く永久に失ったもの
- H 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- I 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ 弔慰金の支給

1年以上加入（付加）した後、加入者の生存中に障害者が死亡したときは、請求にもとづいて一時金として加入（付加）期間に応じ、次のとおり弔慰金が支給されます。

(令和5年4月1日現在)

加 入 期 間	金 額（1口あたり）
1年以上 5年未満	50,000 円
5年以上 20年未満	125,000 円
20年以上	250,000 円

(注) 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

ウ 脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

(令和5年4月1日現在)

加 入 期 間	金 額（1口あたり）
5年以上 10年未満	75,000 円
10年以上 20年未満	125,000 円
20年以上	250,000 円

(注) 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

エ 加入者の地位

次のようなときは、加入者（被保険者）でなくなり、脱退となります。

①障害のある方が加入者より先に死亡したとき。（加入期間が1年以上のときは弔慰金が支給

されます。)

②加入者が脱退の申し出をしたとき。(加入期間が5年以上のときは脱退一時金が支給されま
す。)

③掛金を一定期間以上滞納したとき。

④加入者が他の都道府県・指定都市に転出し、引き続き転出先の同制度に加入を継続するとき。
(転出元の都道府県・指定都市の制度からは脱退となります。この場合、実施主体が各都道府県・
指定都市単位となっていますので、転出先の都道府県・指定都市において同制度の加入手続き
が必要です。(加入期間は通算されます。))

(5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332)

第11章 交通手段の割引等

1 福祉タクシー券の交付

重度の心身障害者（児）にタクシー利用料金の一部を助成して、経済的負担の軽減と、社会参加への機会拡大を図ります。

ア 対象者

身体障害者手帳1級～3級（総合等級）

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

イ 事業内容…年間48枚以内（ひと月あたり4枚計算）で、乗車ごとの基本料金を助成します。

ただし、腎臓機能障害のため週2回以上の通院透析を受けている人で、通院証明書の提出がある場合は144枚以内（ひと月あたり12枚計算）を追加助成します。

下記の福祉車両（リフト付タクシー）にも使用できます。

ウ 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）、各支所

2 福祉車両のあるタクシー事業所

次のタクシー事業所が福祉車両を運行しています。利用の際には、直接事業所へ申し込んでください。

○熊毛タクシー（☎ 0833-91-0111 FAX 0833-91-6811）

○広吉介護タクシー（☎ 0833-44-0540 FAX 0833-43-7391）

○ハーティー介護タクシー（☎ 0120-55-8639 FAX 0833-91-5887）

○西部光タクシー（☎ 0833-71-0001）

○一成 周南ふくし号（☎ 080-6340-9991 FAX 0834-34-3773）

○介護タクシー秋桜（コスモス）（☎ 0834-31-5278）

○介護タクシークローバー（☎ 080-2938-0777）

○介護タクシー周南コアラ（☎ 0120-846-228 FAX 0833-48-9822）

○福祉タクシーきずな（☎ 090-9500-7381）

○ココモ（☎ 080-2143-1406）

○福祉タクシーハミングバード（☎ 070-8332-8309）

○あさかわ介護タクシー（☎ 080-3881-0245）

○介護タクシーたんぽぽ（☎ 070-2299-7160）

○福祉タクシー中和サービス（☎ 080-2908-8480）

3 JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者がJRを利用する場合、次のとおり割引されます。

第1種身体障害者及び療育手帳Aの方

乗車の形態	割引対象	割引率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券（特急券等を除く）、定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人、介護者とも5割引

第2種身体障害者及び療育手帳Bの方

乗車の形態	割引対象	割引率
本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車船する場合	普通乗車券	本人5割引
12歳未満の本人が、介護者とともに乗車船する場合（距離の制限なし）	定期乗車券 ※小児の定期乗車券を除く。（介護者のみ割引）	本人・介護者とも5割引

※第1種・第2種は、身体障害者手帳の旅客鉄道(株)運賃減額欄に記載されています。

手続き

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券販売窓口で呈示して購入します。

※乗車船中は、割引の対象となった資格を確認できる障害者手帳を携帯して鉄道係員から請求があったときはいつでも呈示しなければなりません。

4 JRジパング倶楽部特別会員

JRを201km以上利用する際などに特急券などが割引になる「JRジパング倶楽部」について、通常よりも入会可能年齢及び年会費が低く設定されています。

(1)対象者

身体障害者手帳を所持する方のうち、満60歳以上の男性もしくは満55歳以上の女性

(2)相談・申請窓口

山口県身体障害者団体連合会

※所在地 753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

☎ 083-928-5432 FAX 083-928-5436

5 県内バス運賃の割引

降車の際、乗務員に障害者手帳を呈示されますと、次の割引が受けられます。（他県は異なる場合がありますので、その都度確認ください。）

身体障害者手帳第1種 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳を所持する12歳未満の児童	本人と介護者（1名）まで運賃半額
身体障害者手帳第2種 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	本人のみ運賃半額

※身体障害者手帳第1種の方は、手帳に下記の押印がある場合のみ介護者割引が受けられます。



身体障害者手帳の記載を確認ください。

6 乗船運賃の割引

障害者手帳所持者は、乗船券販売窓口で障害者手帳を呈示すれば運賃が5割引きになります。回数券や定期券等については直接会社へ問い合わせ下さい。

- ① 大津島巡航（☎ 0834-21-7749）
- ② スオーナダフェリー（☎ 0834-34-3000）
- ③ 防予フェリー（☎ 0820-22-3311）

※各社で割引対象の範囲が異なります。

※②については、身体障害者手帳及び療育手帳のみです。

7 航空旅客運賃の割引

障害者手帳所持者及び介護者は、航空券販売窓口で障害者手帳を呈示すれば運賃が割引されることがあります。航空会社によって取り扱いが異なりますので、直接会社へ問い合わせ下さい。

8 有料道路通行料金割引

有料道路の通行料金が割引となります。

(1) 対象者

- ア 本人の運転の場合……身体障害者手帳を所持する方すべて（営業用の車は除く）
- イ 介護者が運転する場合……重度の身体障害者（JRの運賃割引における第1種該当者）又は療育手帳Aを所持する方（営業用の車は除く）

(2) 割引率

通常料金の50%以内

(3) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- 自動車検査証（自動車を登録する場合のみ）
- 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- ETC を利用の場合はETCカード（18歳以上の障害者は本人名義のもの）
- ETC 車載器セットアップ申込書

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

第12章 公共料金の割引等

1 NHK放送受信料の減免

NHKの受信料が減免されます。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

(1) 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している者の世帯全員が市民税非課税である場合

(2) 半額免除

身体障害者手帳2級以上（視覚・聴覚は等級制限なし）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳所持者が世帯主で契約者である場合

(3) 申請に必要なもの

○印鑑

○身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○住民票（全額免除の場合…世帯員全員が確認できるもの、半額免除の場合…契約者が世帯主であることが確認できるもの）

○世帯全員の課税証明（全額免除の場合）

(4) 証明書の発行窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

(5) 提出先

NHK山口放送局 〒753-8790 山口市中園町2番1号（☎ 083-921-3711）

2 NTT番号案内の無料

(1) 対象者

○身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障害がある方

ア 視覚障害 1～6級

イ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級

ウ 聴覚障害 2級、3級、4級、6級（令和2年10月～）

エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級（令和2年10月～）

○療育手帳を持っている方

○精神障害者保健福祉手帳を持っている方

(2) 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

(3) 窓口

NTTふれあい案内（☎0120-104174 受付時間 午前9時から午後5時まで－土、日、祝日及び年末年始を除く）

3 携帯電話の割引サービス

携帯電話の基本使用料や通話料などが割引になります。

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2) 問い合わせ先

割引サービスの有無や、割引の内容は会社によって異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせ下さい。

第13章 税金の控除等

1 税金の控除

(1) 所得税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が所得税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 35 万円が加算されます。

ウ 窓口……徳山税務署 (☎ 0834-21-1010)

ただし所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係

(2) 市県民税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が市県民税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除 23 万円が加算されます。

ウ 窓口……市課税課市民税二担当 (☎ 0834-22-8273) 又は各総合支所

(3) 相続税の障害者控除

ア 対象者……相続又は遺贈により財産を取得した者が障害のある者 (85 歳未満) である場合、次の控除が受けられます。

イ 内容

一般障害者控除	特別障害者控除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。

ウ 窓口……………徳山税務署 (☎ 0834-21-1010)

2 税金の非課税

(1) 市県民税の非課税

ア 対象者……………心身障害者の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………市課税課市民税二担当 (☎ 0834-22-8273) 又は各総合支所

(2) 個人事業税の非課税

ア 対象者……………両眼の視力が0.06以下の方で、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で行っている方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………山口県周南県税事務所 (☎ 0834-33-6416)

(3) 利子所得等の非課税 (マル優)

ア 対象者……………身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人等

イ 内容

種類	適用対象	非課税限度額
少額預金の利子所得等	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	左記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子
少額公債の利子	国債及び地方債	左記の額面の合計額が350万円までの利子

ウ 窓口……………各金融機関等

3 税金の減免

自動車税 (種別割・環境性能割) 及び軽自動車 (種別割・環境性能割) の減免

①対象者……………心身障害者の方で、次の表に該当する方

※障害者本人が運転される場合と、生計を一にする者又は常時介護する者が運転される場合では、対象範囲が異なります。

障害の区分	身体障害者手帳	
視覚障害	1級から4級まで	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害※	3級（喉頭摘出者のみ※）	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由※	1級から6級まで	
体幹不自由※	1級から3級まで及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢のみ）
	移動機能※	1級から6級まで
心臓機能障害	1級及び3級	
腎臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級まで	
肝臓機能障害	1級から3級まで	
知的障害者	療育手帳A	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級	

②減免の対象となる自動車（1人の障害者につき1台に限る。）

- 1 障害者が所有（取得）する自家用自動車であって、障害者が自ら運転する車
- 2 障害者が所有（取得）する自家用自動車又は障害者と生計を一にする者が所有（取得）する自家用自動車で、もっぱら障害者の通学、通院、若しくは生業のために使用するもの。

※生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合、下肢・体幹・移動機能障害（両下肢に障害があるもの）は1級から3級までが対象、音声機能障害は対象外

③窓口

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）…山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6414）
 軽自動車税（種別割）…市課税課市民税一担当（☎ 0834-22-8271）又は各総合支所

第14章 貸付金一覧

窓口

周南市社会福祉協議会 徳山支部 (☎ 0834-31-4742) 周南市自立相談支援センター内
 新南陽支部 (☎ 0834-62-4981)
 熊毛支部 (☎ 0833-92-0027)
 鹿野支部 (☎ 0834-68-2998)

※貸付条件・利子等の詳細については、上記窓口にお問い合わせ下さい。

資金名	目 的	限 度 額	利率	償還期間
生活福祉資金	低所得世帯等に対して、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。	別表1（次頁）をご覧ください		
法外援護資金	〃	貸付 7万円以内	無	14月以内
		交付 15,000円以内	無	—
生活安定対策資金	〃	更生援護 20万円以内	3%	6.5年以内 (6月)
		療養資金 5万円以内	無	1年以内
		老人医療 2万円以内	無	1年以内
災害援護緊急資金	災害により住居又は生活必需品たる家財に被害を受けた者で、住居の補修、生活必需品を取得する資金を他に求めることができない人に対して、災害援護緊急資金を貸付け、もって自立更生の援護を図る。	住居補修 50万円以内	3%	7年以内 (3年)
		生活必需品取得 10万円以内	無	4年以内 (1年)
高額療養費	高額療養費の支払のため生活が困難な人に対して、貸付資金の範囲内で高額療養費を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額療養費相当額	無	—
高額介護サービス費等貸付資金	高額介護サービス費等の支払いが困難な人に対し、貸付資金の範囲内で、高額介護サービス費等を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額介護サービス費相当額	無	—

() 内は据置期間

別表1 貸付金額の限度額

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	備 考	
総合支援資金	生活支援費	単身世帯： 月額 150,000 円 以内 2人以上： 月額 200,000 円以内 ※原則として3か月(条件を 満たせば最長12か月)	最終貸付日から 6か月以内	措置期間経過後 10年以内		
	住居入居費	400,000 円 以内	貸付日 (生活支援費と 合わせて貸付け ている場合は、 生活支援費の最 終貸付日)から6 か月以内			
	一時生活再建費	600,000 円 以内				
教育支援資金	教育支援費	高校 月額 35,000 円 以内	卒業後 6か月以内	措置期間経過後 20年以内		
		高等専門学校 月額 60,000 円 以内				
		短大・専修専門学校 月額 60,000 円 以内				
		大学 月額 65,000 円 以内				
	就学支度費	500,000 円 以内				
福祉費	生業を営むために 必要な経費	4,600,000 円 以内	貸付日から 6か月以内	20年以内		
	技能習得必要経費等	(習得期間) 6か月程度 1,300,000 円		8年以内		
		1年程度 2,200,000 円				
		2年程度 4,000,000 円				
		3年程度 5,800,000 円				
	住宅の増改築、補修等	2,500,000 円		7年以内		
	福祉用具等購入	1,700,000 円		8年以内		
	障害者用自動車購入	2,500,000 円		8年以内		
	中国残留邦人等 国民年金追納費用	5,136,000 円		10年以内		
	療養費	療養期間が1年以内の場合 1,700,000 円 以内		5年以内		期間が1年を超え 1年6か月以内の場 合で世帯自立のため 特に必要と認めら れる場合 2,300,000 円以内
	介護等費	介護サービス又は障害福祉 サービス等の受給期間が1年 以内の場合 1,700,000 円 以内		5年以内		同上
	災害による臨時経費	1,500,000 円		7年以内		
	冠婚葬祭必要経費	500,000 円		3年以内		
	住居移転・給排水 設置経費等	500,000 円		3年以内		
就職・技能習得等	500,000 円	3年以内				
その他日常生活経 費(一時的)	500,000 円	3年以内				
緊急小口資金	医療又は介護費の 支払等の臨時生活費 その他	100,000 円以内	貸付日から 2か月以内	措置期間経過後 12か月以内		

(注) 総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

第15章 難病患者福祉

障害者総合支援法の施行（平成25年4月）により障害者の範囲に難病等の方が加わり、対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

1 難病とは

- (1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病
- (2) 経過が慢性で、治療が長期にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

2 障害者総合支援法の対象範囲

難病（P76～P80をご確認下さい）の患者で、介護保険法、老人福祉法及び身体障害者福祉法など他の施策の対象とならない方

3 医療費の助成

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、支給認定を受けた方には、医療費の一部が助成されます。医療費助成の対象難病等、詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請窓口……………山口県周南健康福祉センター（精神・難病班 ☎ 0834-33-6423）

4 障害福祉サービス等の給付

下記のページをご確認下さい。

- 障害福祉サービス…P16～P31
- 地域生活支援事業…P32～P35
- 補装具・日常生活用具（住宅改修を含む）…P40～P46

障害者総合支援法の対象疾病一覧表

1	アイカルディ症候群	39	遠位型ミオパチー
2	アイザックス症候群	40	円錐角膜
3	I g A腎症	41	黄色靭帯骨化症
4	I g G 4 関連疾患	42	黄斑ジストロフィー
5	亜急性硬化性全脳炎	43	大田原症候群
6	アジソン病	44	オクシピタル・ホーン症候群
7	アッシャー症候群	45	オスラー病
8	アトピー性脊髄炎	46	カーニー複合
9	アペール症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
10	アミロイドーシス	48	潰瘍性大腸炎
11	アラジール症候群	49	下垂体前葉機能低下症
12	アルポート症候群	50	家族性地中海熱
13	アレキサンダー病	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
14	アンジェルマン症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
15	アントレー・ピクスラー症候群	53	カナバン病
16	イソ吉草酸血症	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	55	歌舞伎症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
19	1 p 36 欠失症候群	57	カルニチン回路異常症
20	遺伝性自己炎症疾患	58	加齢黄斑変性
21	遺伝性ジストニア	59	肝型糖原病
22	遺伝性周期性四肢麻痺	60	間質性膀胱炎(ハンナ型)
23	遺伝性膝炎	61	環状20番染色体症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	62	関節リウマチ
25	ウィーバー症候群	63	完全大血管転位症
26	ウィリアムズ症候群	64	眼皮膚白皮症
27	ウィルソン病	65	偽性副甲状腺機能低下症
28	ウエスト症候群	66	ギャロウェイ・モフト症候群
29	ウェルナー症候群	67	急性壊死性脳症
30	ウォルフラム症候群	68	急性網膜壊死
31	ウルリッヒ病	69	球脊髄性筋萎縮症
32	HTLV-1 関連脊髄症	70	急速進行性糸球体腎炎
33	ATR-X症候群	71	強直性脊椎炎
34	ADH分泌異常症	72	巨細胞性動脈炎
35	エーラス・ダンロス症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
36	エプスタイン症候群	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
37	エプスタイン病	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
38	エマヌエル症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)

77	筋萎縮性側索硬化症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
78	筋型糖原病	117	抗リン脂質抗体症候群
79	筋ジストロフィー	118	コケイン症候群
80	クッシング病	119	コステロ症候群
81	クリオピリン関連周期熱症候群	120	骨形成不全症
82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	121	骨髄異形成症候群
83	クルーズン症候群	122	骨髄線維症
84	グルコーストランスporter 1 欠損症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
85	グルタル酸血症 1 型	124	5p 欠失症候群
86	グルタル酸血症 2 型	125	コフィン・シリズ症候群
87	クロウ・深瀬症候群	126	コフィン・ローリー症候群
88	クローン病	127	混合性結合組織病
89	クロンカイト・カナダ症候群	128	鰓耳腎症候群
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	129	再生不良性貧血
91	結節性硬化症	130	サイトメガロウィルス角膜内膜炎
92	結節性多発動脈炎	131	再発性多発軟骨炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病	132	左心低形成症候群
94	限局性皮質異形成	133	サルコイドーシス
95	原発性局所多汗症	134	三尖弁閉鎖症
96	原発性硬化性胆管炎	135	三頭酵素欠損症
97	原発性高脂血症	136	CFC 症候群
98	原発性側索硬化症	137	シェーグレン症候群
99	原発性胆汁性胆管炎	138	色素性乾皮症
100	原発性免疫不全症候群	139	自己食空胞性ミオパチー
101	顕微鏡的大腸炎	140	自己免疫性肝炎
102	顕微鏡的多発血管炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
103	高 Ig D 症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
104	好酸球性消化管疾患	143	四肢形成不全
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	144	シトステロール血症
106	好酸球性副鼻腔炎	145	シトリン欠損症
107	抗糸球体基底膜腎炎	146	紫斑病性腎炎
108	後縦靭帯骨化症	147	脂肪萎縮症
109	甲状腺ホルモン不応症	148	若年性特発性関節炎
110	拘束型心筋症	149	若年性肺気腫
111	高チロシン血症 1 型	150	シャルコー・マリー・トゥース病
112	高チロシン血症 2 型	151	重症筋無力症
113	高チロシン血症 3 型	152	修正大血管転位症
114	後天性赤芽球癆	153	ジュベール症候群関連疾患
115	広範脊柱管狭窄症	154	シュワルツ・ヤンペル症候群

155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性赤血球形成異常性貧血
156	神経細胞移動異常症	195	先天性僧帽弁狭窄症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性大脳白質形成不全症
158	神経線維腫症	197	先天性肺静脈狭窄症
159	神経フェリチン症	198	先天性風疹症候群
160	神経有棘赤血球症	199	先天性副腎低形成症
161	進行性核上性麻痺	200	先天性副腎皮質酵素欠損症
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	201	先天性ミオパチー
163	進行性骨化性線維異形成症	202	先天性無痛無汗症
164	進行性多巣性白質脳症	203	先天性葉酸吸収不全
165	進行性白質脳症	204	前頭側頭葉変性症
166	進行性ミオクロノスステんかん	205	早期ミオクロニー脳症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	206	総動脈幹遺残症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	207	総排泄腔遺残
169	スタージ・ウェーバー症候群	208	総排泄腔外反症
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	209	ソトス症候群
171	スミス・マギニス症候群	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
172	スモン	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
173	脆弱X症候群	212	大脳皮質基底核変性症
174	脆弱X症候群関連疾患	213	大理石骨病
175	成人スチル病	214	ダウン症候群
176	成長ホルモン分泌亢進症	215	高安動脈炎
177	脊髄空洞症	216	多系統萎縮症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	タナトフォリック骨異形成症
179	脊髄髄膜瘤	218	多発血管炎性肉芽腫症
180	脊髄性筋萎縮症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
181	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	220	多発性軟骨性外骨腫症
182	前眼部形成異常	221	多発性嚢胞腎
183	全身性エリテマトーデス	222	多脾症候群
184	全身性強皮症	223	タンジール病
185	先天異常症候群	224	単心室症
186	先天性横隔膜ヘルニア	225	弾性線維性仮性黄色腫
187	先天性核上性球麻痺	226	短腸症候群
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	227	胆道閉鎖症
189	先天性魚鱗癬	228	遅発性内リンパ水腫
190	先天性筋無力症候群	229	チャージ症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
192	先天性三尖弁狭窄症	231	中毒性表皮壊死症
193	先天性腎性尿崩症	232	腸管神経節細胞僅少症

233	TSH 分泌亢進症	272	バッド・キアリ症候群
234	TNF 受容体関連週周期性症候群	273	ハンチントン病
235	低ホスファターゼ症	274	汎発性特発性骨増殖症
236	天疱瘡	275	PCDH19 関連症候群
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	276	非ケトーシス型高グリシン血症
238	特発性拡張型心筋症	277	肥厚性皮膚骨膜炎
239	特発性間質性肺炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
240	特発性基底核石灰化症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
241	特発性血小板減少性紫斑病	280	肥大型心筋症
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	281	左肺動脈右肺動脈起始症
243	特発性後天性全身性無汗症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
244	特発性大腿骨頭壊死症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
245	特発性多中心性キャッスルマン病	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
246	特発性門脈圧亢進症	285	非典型溶血性尿毒症症候群
247	特発性両側性感音難聴	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
248	突発性難聴	287	皮膚筋炎/多発性筋炎
249	ドラベ症候群	288	びまん性汎細気管支炎
250	中條・西村症候群	289	肥満低換気症候群
251	那須・ハコラ病	290	表皮水疱症
252	軟骨無形成症	291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	VATER 症候群
254	22q11.2 欠失症候群	293	ファイファー症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫	294	ファロー四徴症
256	尿素サイクル異常症	295	ファンコニ貧血
257	ヌーナン症候群	296	封入体筋炎
258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B 関連腎症	297	フェニルケトン尿症
259	ネフロン癆	298	フォンタン術後症候群
260	脳クレアチン欠乏症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
261	脳腱黄色腫症	300	副甲状腺機能低下症
262	脳表ヘモジデリン沈着症	301	副腎白質ジストロフィー
263	膿疱性乾癬	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
264	嚢胞性線維症	303	ブラウ症候群
265	パーキンソン病	304	プラダー・ウィリ症候群
266	バージャー病	305	プリオン病
267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	306	プロピオン酸血症
268	肺動脈性肺高血圧症	307	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	308	閉塞性細気管支炎
270	肺胞低換気症候群	309	β -ケトチオラーゼ欠損症
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	310	ベーチェット病

311	ベスレムミオパチー	350	ラスムッセン脳炎
312	ヘパリン起因性血小板減少症	351	ランゲルハンス細胞組織球症
313	ヘモクロマトーシス	352	ランドウ・クレフナー症候群
314	ペリー症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
315	ペルーシド角膜辺縁変性症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
316	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	355	両大血管右室起始症
317	片側巨脳症	356	リンパ管腫症／ゴーハム病
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	357	リンパ脈管筋腫症
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
321	ホモシスチン尿症	360	レーベル遺伝性視神経症
322	ポルフィリン症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
324	マルファン症候群	363	レット症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	364	レノックス・ガストー症候群
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	365	ロスムンド・トムソン症候群
327	慢性再発性多発性骨髄炎	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
328	慢性膵炎		
329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
330	ミオクロニー欠伸てんかん		
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
332	ミトコンドリア病		
333	無虹彩症		
334	無脾症候群		
335	無βリポタンパク血症		
336	メープルシロップ尿症		
337	メチルグルタコン酸尿症		
338	メチルマロン酸血症		
339	メビウス症候群		
340	メンケス病		
341	網膜色素変性症		
342	もやもや病		
343	モワット・ウイルソン症候群		
344	薬剤性過敏症症候群		
345	ヤング・シンプソン症候群		
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴		
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
348	4p欠失症候群		
349	ライソゾーム病		

第16章 小児慢性特定疾病福祉

1 小児慢性特定疾病とは

以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- (1) 慢性に経過する疾病であること
- (2) 生命を長期に脅かす疾病であること
- (3) 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- (4) 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

2 医療費の助成

小児慢性特定疾病医療費助成制度により支給認定を受けた方には、医療費の一部が助成されます。詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請窓口…………… 山口県周南健康福祉センター（精神・難病班 ☎ 0834-33-6423）

3 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常での生活を容易にするため、別表の日常生活用具の給付を行います。

- (1) 対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、給付要件を満たす方
- (2) 費用徴収 小児慢性特定疾病児童が属する世帯の前年の所得税額等に応じて費用徴収があります。
- (3) 相談窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

別表

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

第17章 社会参加の促進

1 障害者スポーツ大会

障害者のスポーツへの参加を通じて、健康の増進と機能の保持、回復を図り、併せて自立意欲と社会適応性を高めようとするものです。

- ア 県大会（5月） 陸上競技、卓球、水泳、アーチェリー、フライングディスク等
 イ 全国大会（10月） 陸上競技、卓球、水泳、アーチェリー、フライングディスク等

2 障害者団体

令和5.4.1現在

団 体 名	代 表 者 名
周南市身体障害者団体連合会	徳 毛 裕 之
周南市中東部身体障害者福祉会	徳 毛 裕 之
周南市視覚障害者福祉協会	河 島 栄 二
周南市聴覚障害者協会	塚 原 辰 彦
徳山肢体不自由児（者）父母の会	門 田 功
周南市手をつなぐ育成会	末 廣 睦 子
周 陽 ひ ま わ り 会	重 長 朝 野
周 南 腎 友 会	有 熊 茂 樹
周南さわやか家族会（周南地区精神保健家族会）	田 中 紘 子
鹿野地区身体障害者団体連合会	藤 永 静 恵

3 ボランティア団体（社会福祉協議会登録団体）

ボランティア団体については、周南市社会福祉協議会が設置する各ボランティアセンターへ問い合わせください。

団 体 名	郵便番号	連 絡 先	電 話
周南市徳山ボランティアセンター	745-8529	周南市速玉町3-17 周南市徳山社会福祉センター内	0834-22-8721
周南市新南陽ボランティアセンター	746-0014	周南市古川町1-17 周南市新南陽総合福祉センター内	0834-62-4981
周南市熊毛ボランティアセンター	745-0663	周南市熊毛中央町3-7	0833-92-0027
周南市鹿野ボランティアセンター	745-0302	周南市大字鹿野上字サヤノ原10910 コアプラザかの内	0834-68-2998

令和5年9月発行

編集 周南市福祉事務所 障害者支援課

発行 周南市

周南市岐山通1丁目1番地

電話 (0834) 22-8387

Fax (0834) 22-8464